

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(用語)	(用語)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(新設)	<u>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</u>
	<u>一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年 7 月 2 0 日法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。</u>
	<u>二 「平日」とは、休日以外の日をいう。</u>
	<u>三 「昼間帯」とは、毎日 8 時から 2 2 時までの時間をいう。</u>
	<u>四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。</u>
	<u>五 「予備力」とは、供給区域の調整力以外の発電機発電余力と上げ調整力を足したものをいう。</u>
	<u>六 「調整力」とは、一般送配電事業者が供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備、電力貯蔵装置、デマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（但し、流通設備は除く。）の能力をいう。</u>
	<u>七 「上げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を増加するための調整力をいう。</u>
	<u>八 「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制するための調整力をいう。</u>
	<u>九 「需給ひっ迫」とは、特定の供給区域又は全国の供給力が不足する場合をいう。</u>
	<u>十 「下げ代不足」とは、特定の供給区域又は全国の下げ調整力及び一般送配電事業者からオンラインでの調整が出来ない発電機を出力抑制しても余剰が解消できない場合をいう。</u>
	<u>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者が、法第 2 6 条第 1 項に基づき、供給する電気の周波数を維持するよう努めることをいう。</u>
	<u>十二 「短周期周波数調整」とは、概ね数分～2 0 分程度の短周期変動分の周波数調整をいう。</u>
	<u>十三 「長周期周波数調整」とは、需要及び再生可能エネルギーの電源出力の想定誤差により発生する余剰電力の長周期変動分の周波数調整をいう。</u>
	<u>十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</u>
	<u>十五 「長周期広域周波数調整」とは、長周期周波数調整に必要な調整力（以下「長周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</u>
	<u>一六 「広域周波数調整」とは、短周期広域周波数調整及び長周期広域周波数調整の総称をいう。</u>
	<u>十七「運用容量」とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。</u>
	<u>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力系統を安定に保つために、連</u>

現 行	変 更 案
	<u>系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</u> <u>十九 「計画潮流」とは、連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理する容量をいう。</u> <u>二〇 「空容量」とは、連系線の運用容量から、マージン、計画潮流及び広域周波数調整のために確保した容量によって占められる容量を控除した容量として、本機関が管理する容量をいう。</u> <u>二一 「混雑」とは、空容量が負となる状況をいう。</u> <u>二二 「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設備をいう。</u> <u>二三 「特定発電設備等」とは、出力の合計値が1万キロワット以上の発電設備等をいう。</u> <u>二四 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（但し、一般送配電事業者は除く。）をいう。</u> <u>二五 「特定系統連系希望者」とは、系統連系希望者のうち、特定発電設備等の連系等を希望する者をいう。</u> <u>二六 「F I T法」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）をいう。</u> <u>二七 「費用負担ガイドライン」とは、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日公表。資源エネルギー庁。）をいう。</u> <u>二八 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（2015年資電部第17号）をいう。</u> <u>二九 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者との間で託送供給契約を締結した者をいう。</u> <u>三〇 「発電契約者」とは、一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結した者をいう。</u> <u>三一 「実同時同量の契約者」とは、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行時点において、一般送配電事業者と託送供給契約を締結していた小売電気事業者であって、当該一般送配電事業者の託送供給契約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。</u> <u>三二 「F I T電源」とは、F I T法に定める認定発電設備をいう。</u> <u>三三 「ゲートクローズ」とは、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前のことをいう。</u> <u>三四 「前日スポット取引」とは、卸電力取引所が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。</u> <u>三五 「1時間前取引」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの電気の取引をいう。</u> <u>三六 「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の取引をいう。</u> <u>三七 「広域機関システム」とは、発電や需要等の各種計画を会員等から電子的に受け付け、需給状況の管理や連系線利用の計画等の業務を行うためのシステムをいう。</u>

現 行	変 更 案																																
第 2 章 組織及び職員 （業務を行う場所、営業日及び営業時間） 第 1 0 条 （略） 2 本機関は、第 7 章に定める電力需給の状況等の監視、第 8 章に定める需給状況が悪化したときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。 3 ～ 4 （略） （職員の確保） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において<u>必要な取決めを行う。</u>	第 2 章 組織及び職員 （業務を行う場所、営業日及び営業時間） 第 1 0 条 （略） 2 本機関は、第 8 章に定める電力需給の状況等の監視、第 9 章に定める需給状況が悪化したときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。 3 ～ 4 （略） （職員の確保） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において<u>必要な取決めを行うとともに、適切に評価を行う。</u>																																
別表 2 － 1 組織の業務分掌	別表 2 － 1 組織の業務分掌																																
<table><tr><th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr><tr><td>総務部</td><td><u>総合調整</u>に関すること（以下「<u>に関すること</u>」の記載を省く。）、<u>通常総会・臨時総会</u>、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報の管理、建物・備品、防災・災害対策、法務、環境、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要家スイッチング支援(※)、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守</td></tr><tr><td>企画部</td><td>予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、<u>組織・要員、委員会</u>、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む）、渉外、業務改善</td></tr><tr><td>計画部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>運用部</td><td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、<u>地域間連系線</u>の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、<u>通信回線の運用・保守</u></td></tr><tr><td>運用部（広域運用センター）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>紛争解決対応室</td><td>（略）</td></tr><tr><td>監査室</td><td><u>業務監査</u></td></tr></table>	組織名	業務分掌	総務部	<u>総合調整</u> に関すること（以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。）、 <u>通常総会・臨時総会</u> 、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報の管理、建物・備品、防災・災害対策、法務、環境、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要家スイッチング支援(※)、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守	企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、 <u>組織・要員、委員会</u> 、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む）、渉外、業務改善	計画部	（略）	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、 <u>地域間連系線</u> の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、 <u>通信回線の運用・保守</u>	運用部（広域運用センター）	（略）	紛争解決対応室	（略）	監査室	<u>業務監査</u>	<table><tr><th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr><tr><td>総務部</td><td><u>事務局内の事務全般の統括</u>に関すること（以下「<u>に関すること</u>」の記載を省く。）、<u>国の各種機関との連絡調整</u>（許認可申請に関する総括を含む。）、<u>総会</u>、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報<u>セキュリティ</u>の管理、建物・備品・<u>消耗品</u>、<u>防災・危機管理</u>、法務、環境、<u>組織・要員、委員会</u>、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、<u>需要者</u><u>スイッチング支援(※)</u>、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、<u>会員による情通信技術の活用支援</u>、<u>通信回線の運用・保守</u>、<u>他の部・室に属さない事項</u></td></tr><tr><td>企画部</td><td>予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善</td></tr><tr><td>計画部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>運用部</td><td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、<u>連系線</u>の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守</td></tr><tr><td>運用部（広域運用センター）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>紛争解決対応室</td><td>（略）</td></tr><tr><td>監査室</td><td><u>内部監査</u></td></tr></table>	組織名	業務分掌	総務部	<u>事務局内の事務全般の統括</u> に関すること（以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。）、 <u>国の各種機関との連絡調整</u> （許認可申請に関する総括を含む。）、 <u>総会</u> 、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報 <u>セキュリティ</u> の管理、建物・備品・ <u>消耗品</u> 、 <u>防災・危機管理</u> 、法務、環境、 <u>組織・要員、委員会</u> 、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、 <u>需要者</u> <u>スイッチング支援(※)</u> 、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、 <u>会員による情通信技術の活用支援</u> 、 <u>通信回線の運用・保守</u> 、 <u>他の部・室に属さない事項</u>	企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善	計画部	（略）	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、 <u>連系線</u> の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	運用部（広域運用センター）	（略）	紛争解決対応室	（略）	監査室	<u>内部監査</u>
組織名	業務分掌																																
総務部	<u>総合調整</u> に関すること（以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。）、 <u>通常総会・臨時総会</u> 、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報の管理、建物・備品、防災・災害対策、法務、環境、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要家スイッチング支援(※)、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守																																
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、 <u>組織・要員、委員会</u> 、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む）、渉外、業務改善																																
計画部	（略）																																
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、 <u>地域間連系線</u> の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守、 <u>通信回線の運用・保守</u>																																
運用部（広域運用センター）	（略）																																
紛争解決対応室	（略）																																
監査室	<u>業務監査</u>																																
組織名	業務分掌																																
総務部	<u>事務局内の事務全般の統括</u> に関すること（以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。）、 <u>国の各種機関との連絡調整</u> （許認可申請に関する総括を含む。）、 <u>総会</u> 、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報 <u>セキュリティ</u> の管理、建物・備品・ <u>消耗品</u> 、 <u>防災・危機管理</u> 、法務、環境、 <u>組織・要員、委員会</u> 、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、 <u>需要者</u> <u>スイッチング支援(※)</u> 、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、 <u>会員による情通信技術の活用支援</u> 、 <u>通信回線の運用・保守</u> 、 <u>他の部・室に属さない事項</u>																																
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善																																
計画部	（略）																																
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、 <u>連系線</u> の管理（運用容量・利用計画・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守																																
運用部（広域運用センター）	（略）																																
紛争解決対応室	（略）																																
監査室	<u>内部監査</u>																																
（※） 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務を、需要家スイッチング支援という。以下同じ。	（※） <u>需要者</u> が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務を、需要家スイッチング支援という。以下同じ。																																

現 行	変 更 案
第 3 章 需要想定 （需要想定業務の実施） 第 1 7 条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、<u>電力需要（以下「需要」という。）の想定</u>に関する業務を行う。 （需要想定要領の策定） 第 1 8 条 本機関は、<u>卸電気事業者を除く会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定の手法等に関する具体的事項</u>を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。 （需要想定及び需要想定要領の検証） 第 1 9 条 <u>一般電気事業者たる会員は、供給区域における需要実績及び当該需要実績に対する気温による影響量等の情報を、別表 3－1 に定める期限までに、本機関に提出しなければならない。</u> <u>2 一般電気事業者たる会員は、供給区域における過去に供給計画として届け出た需要想定と前項により提出した需要実績との比較及び検証の結果等について、次の各号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。</u> 一 <u>前年度の需要電力量 毎年 7 月末</u> 二 <u>最大需要電力 毎年 1 0 月末（冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年 5 月末）</u> <u>3 本機関は、前項の情報を受け取ったときは、一般電気事業者たる会員より提出された過去の供給計画及び業務を通じて得られた知見等に照らし、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</u> （送配電等業務指針第 8 条から移設） <u>4 本機関は、前 2 項の結果や業務を通じて得られた知見等を踏まえ、需要想定要領の改正が必要であると認めるときは、評議員会の審議を経た上で、毎年 1 1 月上旬までに理事会において改正を決定する。</u> <u>5 本機関は、需要想定要領を改正した場合には、速やかに会員に通知するとともに公表する。</u> <u>6 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の改正が必要と判断する場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。</u>	第 3 章 需要想定 （需要想定業務の実施） 第 1 7 条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、電力需要の想定<u>（以下「需要想定」という。）</u>に関する業務を行う。 （需要想定要領の策定） 第 1 8 条 本機関は、<u>発電事業者及び送電事業者を除く会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的基本的事項、需要実績の補正方法、需要の想定方法その他の送配電等業務指針に定める事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）</u>を策定し、会員に通知するとともに公表する。 （需要想定及び需要想定要領の検証） 第 1 9 条 本機関は、供給区域における需要（以下「供給区域需要」という。）の実績に関し、<u>一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。</u> 一 <u>供給区域需要の実績</u> 二 <u>需要実績に対する気温等による影響量に関する情報</u> 三 <u>供給計画として届け出た供給区域の需要想定との比較及び検証の結果</u> （送配電等業務指針第 5 条第 4 項へ移設） <u>2 本機関は、前項に基づき提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。</u> 一 <u>供給区域の需要実績と供給区域の需要想定との差異及びその要因</u> 二 <u>前号に定める事項の過年度からの推移</u> 三 <u>一般送配電事業者の行った検証の考え方及び検証方法</u> 四 <u>その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項</u> （需要想定要領の変更） 第 1 9 条の 2 本機関は、前条第 2 項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年 1 1 月上旬までに<u>需要想定要領を変更し、</u>会員に通知するとともに公表する。 <u>2 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の変更が必要と判断する場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。</u>

現 行	変 更 案											
別表 3－1 一般電気事業者たる会員からの需要実績等の提出期限 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>提出期限</th></tr><tr><td rowspan="2">需要電力量</td><td>前年度下期及び前年度</td><td>毎年 6 月末</td></tr><tr><td>当年度上期</td><td>毎年 1 1 月末</td></tr><tr><td>最大需要電力</td><td>当年夏季（※）</td><td>毎年 1 0 月末</td></tr></table> （※）冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、前年度冬季の提出期限は毎年 5 月末とする。 （全国の経済見通しの策定） 第 2 0 条 本機関は、需要想定的前提となる人口、国内総生産（G D P）、鉱工業生産指数（ I I P）等の経済指標について、当年度を含む 1 1 年後までの各年度分の見通しを策定し、毎年 1 1 月末までに、会員に通知するとともに公表する。 （全国の需要想定の方針） 第 2 1 条 本機関は、全国の需要想定を策定するため、その基礎となる全国需要想定水準を策定する。 2 一般電気事業者たる会員は、次の各号に定める想定期間及び想定対象に従い、当該会員の供給区域の需要想定を毎年 1 月 2 0 日（但し、当該日が第 1 0 条第 3 項各号に掲げる本機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、各条に定める場合を除き、期限を定める箇所について同じ。）までに、本機関に提出しなければならない。 一 想定期間 ア 原則として、第 1 年度以降 1 0 年間 イ 第 1 年度の使用端電力量及び最大需要電力は月別 二 想定対象 ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量 イ 最大需要電力 送電端最大 3 日平均電力 3 本機関は、前項により供給区域の需要想定を提出を受けたときは、これを取りまとめ、第 1 項により策定した全国需要想定水準と比較しつつ、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、提出された需要想定の方針を確認するとともに、送配電等業務指針及び需要想定要領等への適合性を確認した上で、不適切と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に需要想定の見直し及び見直し後の需要想定を提出を求める。 4 本機関は、供給区域の需要想定の方針からなる全国の需要想定を策定し、毎年 1 月末までに、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。	項目		提出期限	需要電力量	前年度下期及び前年度	毎年 6 月末	当年度上期	毎年 1 1 月末	最大需要電力	当年夏季（※）	毎年 1 0 月末	（送配電等業務指針第 5 条第 1 項へ移設） （全国の経済見通しの策定） 第 2 0 条 本機関は、需要想定的前提となる人口、国内総生産（G D P）、鉱工業生産指数（ I I P）その他の経済指標について、当年度を含む 1 1 年後までの各年度分の見通しを策定する。 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年 1 1 月末日までに、発電事業者及び送電事業者を除く会員に通知し、公表する。 （全国の需要想定の方針） 第 2 1 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域の需要想定の方針を受ける。 （送配電等業務指針第 4 条へ移設） 2 本機関は、供給区域の需要想定の方針を受けたときは、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、送配電等業務指針及び需要想定要領との適合性その他適切に需要想定を行うために必要な事項を確認するとともに、その妥当性を確認する。 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域の需要想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域の需要想定の見直し及び見直し後の需要想定の方針を提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定の方針を受けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。 4 本機関は、毎年 1 月末日までに、全ての供給区域の需要想定の方針を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知し、公表する。
項目		提出期限										
需要電力量	前年度下期及び前年度	毎年 6 月末										
	当年度上期	毎年 1 1 月末										
最大需要電力	当年夏季（※）	毎年 1 0 月末										

現 行	変 更 案
第 4 章 供給計画の取りまとめ等 （供給計画の取りまとめ及び検討） 第 2 2 条 本機関は、法第 2 9 条第 2 項に基づき、供給計画の取りまとめ及び検討の業務を行う。 （供給計画の案の提出） 第 2 3 条 会員は、<u>経済産業省令に定める供給計画の様式に準ずる様式により、次の各号に定める期限までに、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</u> 一 第 3 年度から第 1 0 年度の供給計画の案 毎年 2 月 2 0 日 二 第 1 年度及び第 2 年度の供給計画の案 毎年 3 月 1 5 日 （供給計画の案に基づく調整） 第 2 4 条 <u>本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、その根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第 1 8 条に定める需要想定要領等への適合性、第 2 9 条の広域系統長期方針及び第 3 0 条の広域系統整備計画への整合性、並びに当該供給計画の案を提出した会員の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適切と認めるときその他安定供給を確保する観点から必要と認めるときは、期限を示した上で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。</u> 2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の<u>電線路、変電所及び開閉所（以下「流通設備」という。）の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第 3 1 条第 1 項第 1 号に該当し広域連系系統（第 8 3 条第 3 項第 1 号から第 4 号に定める流通設備をいう。以下同じ。）の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセス（第 3 0 条第 2 項に定める。）を開始する。</u> （供給計画の提出） 第 2 5 条 会員は、<u>法第 2 9 条第 1 項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない供給計画を、毎年 3 月 2 5 日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に提出しなければならない。</u> （供給計画の取りまとめ・公表） 第 2 6 条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>法第 2 9 条第 2 項に基づき、経済産業省令及び送配電等業務指針で定めるところにより、これを取りまとめ、同指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</u>	第 4 章 供給計画の取りまとめ等 （供給計画の取りまとめ及び検討） 第 2 2 条 本機関は、法第 2 9 条第 2 項に基づき、供給計画（<u>法第 2 9 条第 1 項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。）</u>の取りまとめ及び検討の業務を行う。 （供給計画の案の提出） 第 2 3 条 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の案の提出を受ける。</u> （送配電等業務指針第 9 条の 2 へ移設） （供給計画の案に基づく調整） 第 2 4 条 <u>本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案の内容を需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他の送配電等業務指針に定める考慮事項に照らして確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の修正及び再提出を求める。</u> 2 <u>本機関は、前項の確認のため、供給計画の案を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</u> 3 本機関は、第 1 項の確認にあたり、会員の<u>流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第 3 1 条第 1 項第 1 号に該当し計画策定プロセス（第 3 0 条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。</u> （供給計画の提出） 第 2 5 条 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の提出を受ける。</u> （提出期限に関する記述は送配電等業務指針第 9 条の 4 へ移設） （供給計画の取りまとめ等） 第 2 6 条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、<u>法第 2 9 条第 2 項に基づき、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</u> 2 <u>本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</u>

現 行	変 更 案
一～二 （略） 三 流通設備計画と<u>第 2 9 条の</u>広域系統長期方針及び<u>第 3 0 条の</u>広域系統整備計画との整合性に関する事項 （新設） 2 本機関は、<u>前項の検討結果を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、前項において取りまとめた供給計画に意見があるときは当該意見を付して、毎年 3 月末までに、経済産業大臣に送付する。</u> （送配電等業務指針第 1 4 条第 3 項から移設し修正） 3 本機関は、毎年 3 月末までに、<u>第 1 項において取りまとめた供給計画のうち全国及び供給区域ごとの需給及び流通設備に関する計画並びに同項第 2 号に基づく需給バランス評価の結果を公表する。</u> 4 本機関は、<u>前項の需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況を確認する。</u> 5 本機関は、<u>発電所の建設計画に係る情報のうち、一般電気事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般電気事業者たる会員に共有する。</u> 6 本機関は、<u>流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</u> （新設） （供給計画の変更） 第 2 7 条 <u>会員は、供給計画を変更したときは、法第 2 9 条第 3 項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない変更した事項を、遅滞なく、本機関に提出しなければならない。</u> 2 本機関は、前項により会員から供給計画の変更した事項を受け取ったときは、<u>前条第 1 項に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	一～二 （略） 三 流通設備計画と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性に関する事項 3 <u>本機関は、需給バランス評価にあたって、必要があるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。</u> <u>（供給計画の送付及び公表等）</u> 第 2 6 条の 2 本機関は、<u>前条第 1 項及び第 2 項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年 3 月末日までに、経済産業大臣に送付する。</u> 一 <u>各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し</u> 二 <u>各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</u> 三 <u>その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べることが適当と考える事項</u> 2 本機関は、毎年 3 月末日までに、<u>供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、全国及び供給区域ごとの需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。</u> 3 本機関は、需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況を確認する。 （第 2 7 条の 2 へ移設） <u>（年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等）</u> 第 2 6 条の 3 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、年度途中で会員となった電気事業者から、供給計画の提出を受ける。</u> 2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>第 2 6 条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u> （供給計画の変更） 第 2 7 条 <u>本機関は、会員が供給計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。</u> 2 本機関は、前項により会員から<u>変更した</u>供給計画の変更した事項を受け取ったときは、<u>第 2 6 条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>

現 行	変 更 案
(新設) (第 2 6 条第 5 項、第 6 項から移動)	<u>(供給計画等に関する情報の共有)</u> <u>第 2 7 条の 2 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員に共有する。</u> 一 最大電力供給計画表 二 電力量供給計画表 三 電気の取引に関する計画書 四 連系線利用明細 <u>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</u> <u>3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</u>
(新設)	<u>第 5 章 電源入札等</u> <u>(電源入札等の実施)</u> <u>第 2 7 条の 3 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（電気供給事業者となろうとする者を含む。以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。</u> 一 発電用電気工作物の新增設、維持及び運用 二 既存の発電用電気工作物の維持及び運用 三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用 <u>2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。但し、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。</u> <u>3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から発電される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。</u> <u>(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)</u> <u>第 2 7 条の 4 本機関は、定款第 3 9 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。</u> <u>(電源入札等の検討の開始)</u> <u>第 2 7 条の 5 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、電源入札等の検討を開始する。</u> 一 本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に適合

現 行	変 更 案
(新規)	<u>すると認めた場合</u> <u>ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合</u> <u>イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合</u> <u>二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の開始の要請を受けた場合</u> <u>三 経済産業大臣又は国の審議会等から電源入札等の検討の開始の要請を受けた場合</u> <u>2 本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。</u>
	<u>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</u> <u>第27条の6 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討及び評価を行う。</u> <u>2 本機関は、前項の検討にあたり、必要に応じて、会員に対し、発電設備の運転実績及び運転計画、発電設備の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。</u> <u>3 本機関は、第1項の検討及び評価に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めるときは、電源入札等の実施を決定する。</u>
	<u>(基本要件の検討)</u> <u>第27条の7 本機関は、電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u> <u>2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。但し、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u>
	<u>(電源維持運用者の募集)</u> <u>第27条の8 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。</u> <u>2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。</u>
	<u>(電源維持運用者の決定)</u> <u>第27条の9 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。</u> <u>2 本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</u> <u>一 電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所</u> <u>二 電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間</u> <u>三 落札金額</u>

現 行	変 更 案
(新規)	<u>(落札者との契約の締結)</u> 第 2 7 条の 1 0 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の支払い、電気の販売条件等に関する契約を締結する。 <u>(電源入札等補填金の支払い)</u> 第 2 7 条の 1 1 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を支払う。 <u>(落札者の電源維持運用業務の報告等)</u> 第 2 7 条の 1 2 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。 2 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。 3 本機関は、第 1 項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。 <u>(緊急時の扱い)</u> 第 2 7 条の 1 3 本機関は、本章の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。 <u>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</u> 第 2 7 条の 1 4 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。 <u>(情報の取り扱い)</u> 第 2 7 条の 1 5 本機関は、電源入札等に係る情報を秘密情報として適切に取り扱う。
第 5 章 設備形成	第 6 章 設備形成
(新設)	第 1 節 広域連系系統の設備形成 <u>(広域系統整備委員会)</u> 第 2 8 条の 2 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款 3 9 条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。

現 行	変 更 案
(広域系統長期方針) 第 2 9 条 本機関は、<u>広域運用の観点から、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し公表する。また、広域系統長期方針については、状況変化を適切に反映できるよう定期的に見直しを行う。</u> 2 本機関は、<u>広域系統長期方針の策定及び見直しに当たり、専門的な知見を有する有識者及び需要家等も含む委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置し、設備の経年情報等を踏まえた検討を行う。</u> (送配電等業務指針第 1 7 条より移設して修正) (送配電等業務指針第 1 9 条より移設) (広域系統整備計画) 第 3 0 条 本機関は、<u>広域系統長期方針、既設設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえ、広域運用の観点からの広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別計画（以</u>	<u>第 2 節 広域系統長期方針</u> (広域系統長期方針の策定) 第 2 9 条 本機関は、<u>広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、1 0 年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。</u> (削除) 2 本機関は、<u>次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。</u> 一 国の政策方針 二 総合資源エネルギー調査会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 9 3 号）に基づく審議会等（以下「国の審議会等」という。）における審議 三 策定済みの広域系統整備計画（第 3 0 条に定める。）の内容 四 本機関の電力系統に関する調査及び分析の結果 五 電気事業者の意見及び本機関の業務に関係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見 六 その他広域連系系統の整備に関する重要な事項 3 本機関は、<u>広域系統長期方針の策定にあたっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。</u> (広域系統長期方針の見直し) 第 2 9 条の 2 本機関は、<u>策定又は見直後 5 年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</u> 2 本機関は、<u>前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。</u> 一 エネルギー政策基本法（平成 1 4 年 6 月 1 4 日法律第 7 1 号）に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合 二 本機関が、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合 <u>第 3 節 広域系統整備計画</u> (広域系統整備計画) 第 3 0 条 本機関は、<u>広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、本節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整</u>

現 行	変 更 案
下「広域系統整備計画」という。)を策定する。 <u>2 本機関は、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において、第32条から第35条に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）により検討、評価等を行う。</u> (計画策定プロセスの開始手続) 第31条 本機関は、<u>第24条第2項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、計画策定プロセスを開始する。</u> 一 本機関が、次のア又はイの観点から送配電等業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき ア 安定供給 大規模災害等<u>の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</u> イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑（<u>第62条第1項に定めるもの。以下、本条において同じ。</u>）等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点 二 電気供給事業者より、<u>次のアからウのいずれかの観点から、広域系統整備に関する提起があったとき</u> ア 安定供給 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点 イ (略) ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点<u>(電源を設置する電気供給事業者又は当該電源から供給を受ける者からの提起の場合に限る。)</u> 三 <u>国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき</u> 2 本機関は、<u>検討の対象となる電線路が地内基幹送電線であって、直接的には地域間連系線（以下「連系線」という。）の運用容量（送電線等の設備を損なうことなく、かつ送配電等業務指針に定める供給信頼度を確保した上で流すことができる電力の最大値をいう。以下同じ。）の算定や運用に影響を与えない電線路であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該電線路の維持及び運用を行っている一般電気事業者たる会員に対して状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。</u> (送配電等業務指針第28条から移設し修正)	備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という）を策定する。 (削除) (計画策定プロセスの開始) 第31条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。 一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に<u>該当すると認めた場合</u> ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、<u>供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</u> イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点 二 <u>送配電等業務指針に定める電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</u> ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点 イ (略) ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点 三 <u>経済産業大臣又は国の審議会等から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合</u> (一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 第31条の2 本機関は、<u>計画策定プロセスの対象となる広域連系系統が地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定又は連系線の運用に影響を与えない流通設備であるとき、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該広域連系系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に対し、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。</u> 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者による流通設備の整備計画によって、本機関が<u>計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めたときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</u>

現 行	変 更 案
(送配電等業務指針第 2 6 条第 2 項から移設し修正)	<u>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</u> <u>第 3 1 条の 3</u> 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しないことを判断した場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。
<u>(広域系統整備の検討)</u> 第 3 2 条 本機関は、第 2 4 条第 2 項及び前条第 1 項により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を<u>理事会において決定する。</u> (送配電等業務指針第 2 9 条第 2 項から移設)	<u>(計画策定プロセスの進め方の決定)</u> 第 3 2 条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。
	<u>2 計画策定プロセスの標準検討期間は次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 実施案及び事業実施主体（第 3 3 条第 1 項に定める。以下同じ。）の募集を行う場合 1 8 か月</u> <u>二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 1 2 か月</u>
<u>2 本機関は、前条第 1 項第 3 号により計画策定プロセスを開始したときは、その旨及び広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定を経済産業大臣に報告するとともに、公表する。</u>	<u>(計画策定プロセスの進め方の公表等)</u> <u>第 3 2 条の 2</u> 本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公表する。 <u>一 計画策定プロセスを開始した旨</u> <u>二 計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール</u> <u>三 計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由</u> <u>2 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、前項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。</u> <u>3 本機関は、経済産業大臣又は国の審議会等からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、第 1 項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。</u>
(送配電等業務指針第 2 9 条第 3 項から移設し修正)	
<u>3 本機関は、第 1 項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。</u>	<u>(基本要件及び受益者の決定)</u> <u>第 3 2 条の 3</u> 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。
<u>4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第 1 項第 2 号により検討の提起をした者の意見又は前条第 1 項第 3 号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。</u>	
(新設)	<u>(電気供給事業者の募集手続)</u>

現 行	変 更 案
(実施案の募集及び決定) 第 3 3 条 本機関は、<u>前条第 3 項で確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。</u> 2 前項にかかわらず、本機関は、前条第 3 項の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合<u>等、実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、送配電等業務指針に定めるところにより、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。</u> 3 （略） (受益者及び費用負担割合の決定) 第 3 4 条 本機関は、広域系統整備委員会において、<u>前条第 3 項で決定した実施案をもとに、第 3 2 条第 3 項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。</u> (広域系統整備計画の取りまとめ) 第 3 5 条 本機関は、<u>第 3 3 条第 3 項の決定及び前条の費用負担割合を踏まえ、次の各号の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、広域系統整備委員会において検討の上、理事会で決定し、公表する。</u> 一 <u>広域系統整備の実施方策（決定した実施案）</u> 二 <u>事業実施主体となる者（決定した実施案を提出した者）</u> 三 <u>受益者及び費用負担割合</u> 2 本機関は、事業実施主体<u>となる者</u>及び受益者に対し、<u>第 1 項による決定</u>内容を通知する。 (新設) (送配電等業務指針第 4 4 条第 2 項、第 3 項から移設し修正)	<u>第 3 2 条の 4 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。</u> (実施案の募集及び決定) 第 3 3 条 本機関は、<u>広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）を募集する。</u> 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合<u>その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</u> 3 （略） (受益者及び費用負担割合の決定) 第 3 4 条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、<u>広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。</u> 2 本機関は、前項に掲げる場合において、<u>実施案に基づき、第 3 2 条第 3 項に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。</u> (広域系統整備計画の策定) 第 3 5 条 本機関は、<u>広域系統整備委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。</u> 2 本機関は、<u>広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。</u> (計画策定プロセスの終了) <u>第 3 5 条の 2 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合その他送配電等業務指針に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。</u> (広域系統整備計画の進捗状況の把握) <u>第 3 5 条の 3 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。</u> <u>3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。</u> <u>(広域系統整備計画の変更)</u> <u>第35条の4 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。</u> <u>2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。</u> <u>3 本機関は、前2項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。</u> <u>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</u> <u>第35条の5 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者に通知する。</u>
第6章 系統アクセス (系統アクセス業務の実施) 第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、送電系統（一般電気事業者たる会員又は卸電気事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。以下同じ。）への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 (新設)	第7章 系統アクセス <u>第1節 系統アクセス業務</u> (系統アクセス業務の実施) 第38条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2 本機関は、系統アクセス業務を実施するに際し、系統情報ガイドライン及び費用負担ガイド

現 行	変 更 案
(新設) <u>(用語の定義)</u> 第 3 9 条 本章における主な用語の定義は、次の各号による。 一 発電者 一般電気事業、特定規模電気事業、特定電気事業、又は自己託送の用に供する電気を発電し送電系統に電力を流入する者（送電系統に電力を流入する自家用発電設備設置者を含む。） 二 特定発電設備等設置場所 発電設備等（送電系統に連系しない設備を除く。）の出力の合計値が 1 万キロワット以上である発電設備等の設置場所 三 発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であって、事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者 四 特定発電設備等系統連系希望者 発電設備等系統連系希望者のうち、特定発電設備等設置場所に関する事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者 (事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第 4 0 条 本機関は、<u>特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</u> 2 <u>一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関係する事前相談又は接続検討については、前項にかかわらず、本機関に申し込むこととする。</u> 3 本機関は、前 2 項の申込みを受け付けた場合は、第 4 2 条第 3 項又は第 4 4 条第 2 項に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>特定発電設備等系統連系希望者の</u>要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 5 <u>本機関から依頼を受けて一般電気事業者たる会員が実施する事前相談の検討及び接続検討については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</u> 6 <u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般電気事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する。</u> (事前相談の検討) 第 4 1 条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する<u>一般電気事業者</u>	<u>ラインを踏まえた、必要な検討を行う。</u> 3 本機関が受け付けた系統アクセス業務については、<u>送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</u> (第 2 条へ移設) 第 2 節 事前相談及び接続検討 (事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第 4 0 条 本機関は、<u>特定系統連系希望者の</u>事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。 (送配電等業務指針第 6 1 条へ移設) 2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第 4 2 条第 3 項又は第 4 4 条第 2 項に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>特定系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>特定系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>特定系統連系希望者の</u>要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 (第 3 8 条第 3 項へ移設) (第 4 6 条の 2 へ移設) (事前相談の検討) 第 4 1 条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する<u>一般送配電事業</u>

現 行	変 更 案
たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 <u>2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回答予定日の5営業日（第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。）前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</u> <u>3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 （略） 二 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由 三 （略） <u>4 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。</u> <u>5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</u> （事前相談の回答） 第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し、<u>次の各号の内容</u>を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 （連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力） 二 想定する連系点から特定発電設備等設置場所までの直線距離 2 前項で示す回答の他、<u>特定発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方</u>に基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。 3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として1か月以内に行うものとする。 （接続検討） 第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受け、<u>かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u> 2 <u>一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進</u>	者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 （送配電等業務指針第99条の2へ移設） <u>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 （略） 二 <u>特定系統連系希望者</u>が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由 三 （略） （送配電等業務指針第110条へ移設） <u>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、前項に準じ、再度、確認及び検証を行う。</u> （事前相談の回答） 第42条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、<u>次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果</u>を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 （連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力） 二 想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離 2 本機関は、前項の回答に際し、<u>特定系統連系希望者の求めに応じ、系統情報ガイドラインに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</u> 3 本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。 （接続検討） 第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出<u>を受けた場合、関係する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</u> <u>2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u> （送配電等業務指針第99条の4へ移設）

現 行	変 更 案
捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。 3 本機関は、<u>一般電気事業者</u>たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。 二～四 （略） 五 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容 六、七（略） （第4項から移設）	3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一 <u>特定系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。 二～四 （略） 五 <u>特定系統連系希望者</u>に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容
八 <u>その他接続検討結果に記載されている事項</u> 4 本機関は、前項の他、風力及び太陽光等の再生可能エネルギーなどの変動電源の接続検討の場合には、当該検討が第8 2 条に掲げる広域的な周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足（周波数維持のための電源の抑制可能量が不足する場合をいう。以下同じ。）対策による接続の可能性も踏まえているかを確認し、必要に応じて検証する。 5 <u>一般電気事業者たる会員は、前2項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。</u> 6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該<u>一般電気事業者</u>たる会員に再検討を求め、<u>一般電気事業者</u>たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>第3項及び第4項に準じ確認等</u>を行う。	八 <u>その他接続検討結果に記載されている事項</u> （前項第8号へ移設）
（接続検討の回答） 第4 4 条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し、次の各号の内容を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に必要な対策 七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ） 八 運用上の制約（制約の根拠を含む）	（送配電等業務指針第1 1 0 条へ移設）
2 略 3 本機関は、前条による検討結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる内容について回答書に含めるとともに、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の<u>増強工事</u>が含まれる場合 第3 1 条第1項第2号ウに基づ	4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して<u>一般送配電事業者</u>たる会員に再検討を求める。本機関は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>再度、前項に準じ確認及び検証</u>を行う。
	（接続検討の回答） 第4 4 条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、<u>特定系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる<u>事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</u> 一 <u>特定系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>特定系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 <u>特定系統連系希望者</u>に必要な対策 七 （略） 八 運用上の制約（制約の根拠を含む）
	2 （略） 3 本機関は、前条による検討結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、<u>特定系統連系希望者</u>に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の新設工事又は<u>増強工事</u>が含まれる場合 第3 1 条第1項第

現 行	変 更 案
き本機関に対して広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二 特定発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合 <u>近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の発電設備等系統連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）の対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセスの開始に至る手続</u> （<u>一般電気事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い） 第４４条の２ 本機関は、<u>一般電気事業者</u>たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>一般電気事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第３項第１号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、<u>一般電気事業者</u>たる会員が発電設備等系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し同号に準じた説明を行う。 ２ 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第３項第２号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し同号に準じた説明を行う。 （新設） （新設） （送配電等業務指針第１１１条から移設して修正）	２号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二 特定系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第４４条の４の２に定める規模以上となる場合 <u>電源接続案件募集プロセス（第４４条の４に定める。以下同じ。）の対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセスの開始に至る手続</u> （<u>一般送配電事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い） 第４４条の２ 本機関は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第３項第１号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が<u>系統連系希望者</u>に対し回答を行った後速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し同号に準じた説明を行う。 ２ 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第３項第２号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、<u>系統連系希望者</u>に対し同号に準じた説明を行う。 （<u>接続検討の要否確認</u>） 第４４条の３ 本機関は、<u>発電設備等の全部又は一部若しくは付帯設備の更新を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、関係する一般送配電事業者たる会員に対して、接続検討の要否の検討を依頼する。</u> ２ <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、本項に準じ確認を行う。</u> ３ <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する</u> 第３節 <u>電源接続案件募集プロセス</u> （<u>電源接続案件募集プロセスの実施</u>） 第４４条の４ 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、本節において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「<u>電源接続案件募集プロセス</u>」という。）。 <u>（電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事）</u>

現 行	変 更 案
<u>(電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</u> <u>第４４条の３ 発電設備等系統連系希望者は、本機関から電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希望するときは、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連系希望者が、第３１条第１項第２号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合はこの限りではない。</u> <u>２ 本機関は、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、接続検討の前提となる事実関係が変動し、系統連系工事の規模が第４４条第３項第２号に定める規模を下回ることが明らかとなったときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</u> <u>一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第４４条第３項第２号に定める規模を下回る場合においては、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨</u> <u>二 前号に掲げる場合において、発電設備等系統連系希望者が単独での系統連系を希望するときには、発電設備等契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容（接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。）</u> <u>３ 本機関は、前項第１号に掲げる場合においては、電源接続案件募集プロセスを開始しない。</u> <u>(電源接続案件募集プロセスの開始)</u> <u>第４４条の４ 本機関は、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたとき等には、電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。但し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、次の各号に掲げるときは除く。</u> <u>一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、電源接続案件募集プロセスを開始する必要性がない場合</u>	<u>第４４条の４の２ 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる業務規程第４４条第３項第２号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。</u> <u>一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること。</u> <u>二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（但し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。</u> <u>２ 本機関は前項第２号の額を公表するものとする。</u> <u>(送配電等業務指針第１１１条へ移設)</u> <u>(第４４条の４第４項へ移設して修正)</u> <u>(第４４条の５第４項へ移設して修正)</u> <u>(電源接続案件募集プロセスの開始)</u> <u>第４４条の５ 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。</u> <u>一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合</u> <u>二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めたとき</u> <u>三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき</u> <u>四 リプレース案件系統連系募集プロセス（第４４条の１７第１項に定める。）に応募した系統</u>

現 行	変 更 案
<u>二 直近で同一の送電系統に関し電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず十分な応募が集まらなかった場合等、電源接続案件募集プロセスを開始したとしても、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスを完了するに足りる応募がなされる蓋然性が極めて低い場合</u> (新設)	<u>連系希望者の発電設備等の容量の合計が接続可能量の範囲を超えたとき</u>
(新設)	<u>2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、関係する一般送配電事業者たる会員にその旨を通知する。</u> <u>3 本機関は、前項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</u>
2 本機関は、前項各号に該当する場合には、 <u>電源接続案件募集プロセスを開始しない理由を電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者へ速やかに説明しなければならない。</u>	(削除)
(第44条の4第1項から移設し修正)	<u>4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。</u> <u>一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、電源接続案件募集プロセスを開始する必要性がないとき</u> <u>二 直近で同一の送電系統に関し電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず十分な応募が集まらなかった場合</u> <u>三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、電源接続案件募集プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第44条の3の2第1項に定める規模を下回る結果となった場合</u>
(新設)	<u>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員と協議の上、第44条の7第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に当該送電系統に確保すべき容量を定める。</u>
(新設)	<u>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び募集要領の公表までの間に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u>
(新設)	<u>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</u> 第44条の6 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、 <u>接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、接続検討の前提となる事実関係が変動し、系統連系工事の規模が第44条の3の2第1項に定める規模を下回ることが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</u> <u>一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第44条の3の2第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容（接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。）</u> <u>（単独負担意思のある系統連系希望者の募集）</u> <u>第４４条の７ 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始に先立ち、同プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。但し、募集期間は１か月を超えることはできない。</u> <u>（募集要領の策定等）</u> <u>第４４条の８ 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、暫定的に送電系統に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領においてこれを定める。</u> <u>２ 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> <u>（系統連系希望者からの接続検討の受付）</u> <u>第４４条の９ 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、接続検討の申込みを受け付ける。</u> <u>２ 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第２節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</u> <u>３ 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討及び回答の業務の依頼することができる。</u> <u>４ 前２項の接続検討は、本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</u> <u>（接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集）</u> <u>第４４条の１０ 本機関は、前条の接続検討の回答内容を前提に、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者を募集する。</u> <u>（優先系統連系希望者の決定手続）</u> <u>第４４条の１１ 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位（以下「系統連系順位」という。）を決定し、当該順位にしたがって、前項の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に連系等を行うことができる系統連系希望者（以下「優先系統連系希望者」という。）</u>
(送配電等業務指針第１１２条第２項から移設して修正)	
(電源接続案件募集プロセスに関する接続検討)	
<u>第４４条の５ 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者、及び、本機関が開始した電源接続案件募集プロセスに応募しようとする発電設備等系統連系希望者は、本機関又は一般電気事業者たる会員に対し、電源接続案件募集プロセスに関する接続検討の申込みを行わなければならない。</u>	
(新設)	
(新設)	
<u>２ 前項の接続検討は、本機関又は一般電気事業者たる会員が受け付けた全ての電源接続案件の申込内容を前提に行う。</u>	
(電源接続案件募集プロセスにおける入札手続等)	
<u>第４４条の６ 本機関は、前条の接続検討の結果を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、入札等の公平性及び透明性の確保された手続に基づき、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者を決定する。</u>	
(送配電等業務指針第１１４条から移設して修正)	

現 行	変 更 案
	<u>を決定する。</u> <u>2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。</u> <u>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。</u>
(送配電等業務指針第 1 1 5 条から移設して修正)	<u>(再接続検討の実施)</u> <u>第 4 4 条の 1 2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討(以下「再接続検討」という。)の実施を依頼する。</u> <u>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算出する。</u> <u>3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。</u>
(送配電等業務指針第 1 1 6 条から移設して修正)	<u>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</u> <u>第 4 4 条の 1 3 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</u> <u>2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。</u>
(新設)	<u>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</u> <u>第 4 4 条の 1 4 本機関は、前条第 1 項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、系統連系順位及び優先系統連系希望者を決定する。</u> <u>2 本機関は、第 4 4 条の 8 に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。</u> <u>3 本機関は、第 4 4 条の 9 に準じ、第 1 項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</u>
(送配電等業務指針第 1 1 7 条から移設して修正)	<u>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</u> <u>第 4 4 条の 1 5 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の負担に関する書面が締結された場合に成立するものとする。</u> <u>2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスを成立させるに足りる応募がなされる可能性が無いことが明らかとなった場合に不成立とする。</u> <u>3 本機関は、電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセスの結果を公表する。</u>
(電源接続案件募集プロセスの期間) <u>第 4 4 条の 7</u> (略)	(電源接続案件募集プロセスの期間) <u>第 4 4 条の 1 6</u> (略)
<u>(電源接続案件募集プロセスの詳細)</u>	(削除)

現 行	変 更 案
第 4 4 条の 8 本章に定めるほか、電源接続案件募集プロセスの詳細については、送配電等業務指針に定めるところによる。	<u>(電源接続案件募集プロセスの中止)</u> 第 4 4 条の 1 7 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件募集プロセスを継続したとしても、同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロセスを中止することができる。 2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取しなければならない。 3 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を本機関ウェブサイト公表する。
(新設)	<u>(一般送配電事業者たる会員に対する協力の要請)</u> 第 4 4 条の 1 8 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、同プロセスに関する協力を要請する。
(第 4 8 条の 2 へ移設)	<u>(第 4 8 条の 3 移設)</u>
<u>(電源接続案件募集プロセスに関する情報管理)</u> 第 4 4 条の 9 本機関及び一般電気事業者たる会員は、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者及び電源接続案件募集プロセスに応募した発電設備等系統連系希望者に関する情報管理を徹底しなければならない。	第 3 節 リプレース案件系統連系募集プロセス <u>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</u> 第 4 4 条の 2 0 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき（以下「リプレース」という。）は、提出された発電設備等の廃止計画を公表する。 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が 1 0 万キロワット以上であること 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替予定の発電設備等を「新設発電設備等」という。） 三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一電気所」という。）が同一となる地域で建替後の新設発電設備等が連系等されると認められる場合。但し、第一電気所の上位系統が異なる場合は除く。
(新設)	

現 行	変 更 案
(新設)	<u>2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行う。</u> <u>3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、リプレースに該当するか否かを判断する。</u> <u>一 リプレース対象事業者から提出される供給計画</u> <u>二 前項の確認結果の内容</u> <u>三 本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容</u> <u>四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項</u> <u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</u> <u>第44条の21 本機関は、前条に基づきリプレース対象廃止計画を公表した発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。</u> <u>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。</u> <u>一 募集実施のスケジュール</u> <u>二 募集対象となる送電系統</u> <u>三 募集対象となるエリア</u> <u>四 募集対象となる送電系統の連系可能量</u> <u>五 応募資格</u> <u>六 連系可能者の決定方法</u> <u>七 その他募集を行うにあたり必要となる事項</u> <u>3 本機関は、前条の廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。</u>
	<u>(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)</u> <u>第44条の22 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下、本節において「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</u> <u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止又は変更)</u> <u>第44条の23 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合で、次の各号に掲げる場合においては、同プロセスを中止する。</u> <u>一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき</u> <u>二 リプレースの新規発電設備等の開発計画が廃止となったとき</u> <u>2 本機関は、前項により同プロセスを中止又は変更した場合、速やかにその旨を公表する。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</u> 第 4 4 条の 2 4 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、接続検討の申込みを受け付ける。 2 前項の接続検討については第 4 4 条の 8 を準用する。
(新設)	<u>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</u> 第 4 4 条の 2 5 本機関は、前条に基づき接続検討の申込みがなされた発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合は、応募者に対し、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知するとともに、接続検討の回答を行う。 2 前項に掲げる場合においては、応募締切時点から、プロセス対象送電系統において連系希望量（リプレース発電設備等の容量は除く。）に相当する容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。
(新設)	<u>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</u> 第 4 4 条の 2 6 本機関は、第 4 4 条の 1 9 に基づき接続検討の申込みがなされた連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合は、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統を対象とした電源接続案件募集プロセスを開始する。但し、本機関は、対象となる全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することが確認できた場合は、同プロセスを省略することができる。 2 本機関は、前項に基づき電源接続案件募集プロセスが実施する場合には、第 4 4 条の 8 に定める接続検討申込みを不要とすることができる。 3 本機関は、第 1 項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。
第 4 節 その他	第 4 節 その他
(契約申込みに伴う回答内容の確認)	(契約申込みに伴う回答内容の確認)
第 4 5 条 一般電気事業者たる会員は、本機関が第 4 4 条第 1 項により <u>特定発電設備等系統連系希望者</u> に回答を行った案件について、 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u> から契約申込みを受けた場合、その申込みに対する検討結果が第 4 4 条第 1 項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u> への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。	第 4 5 条 本機関は、本機関が第 4 4 条第 1 項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が第 4 4 条第 1 項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じ <u>て検証する。</u>
2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは特定発電設備等系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない	(送配電等業務指針第 9 0 条第 2 項へ移設)

現 行	変 更 案
<u>軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、特定発電設備等系統連系希望者への回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。</u> 3 <u>本機関は、前2項に基づき一般電気事業者たる会員から提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らしてその内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 4 <u>一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。</u> 5 <u>本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。</u> 6 <u>本機関は、第3項又は前項の確認等の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を当該一般電気事業者たる会員に通知する。</u> 7 <u>一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに特定発電設備等系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。</u> (<u>一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証</u>) 第46条 本機関は、<u>特定発電設備等系統連系希望者が一般電気事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定発電設備等系統連系希望者からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</u> 2 <u>一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。</u> 3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備等系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u> (第40条第2項から移設) (新規) (受付・回答状況の取りまとめ) 第47条 <u>一般電気事業者たる会員は、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報を、本機関に提出しなければならない。</u> 2 (略)	(第2項へ移設) (第48条の2へ移設) 2 <u>本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。</u> 3 <u>本機関は、第2項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> (送配電等業務指針第90条第4項へ移設) (<u>一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証</u>) 第46条 本機関は、<u>特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第4項及び第5項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</u> (送配電等業務指針第110条へ移設) 2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、<u>特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u> (<u>系統アクセス業務の申込み及び回答様式</u>) 第46条の2 <u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する。</u> 2 <u>本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するにあたっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。</u> (受付・回答状況の取りまとめ) 第47条 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。</u> 2 (略)

現 行	変 更 案
(送配電等業務指針第 1 1 0 条から移設) (分析ツールの具備) 第 4 8 条 (略) 2 (略) (新設) (新設)	<u>(業務改善)</u> 第 4 7 条の 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。 一 系統アクセス業務の好事例 二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例 四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報 (分析ツールの具備) 第 4 8 条 (略) 2 (略) <u>(必要な協力の要請)</u> 第 4 8 条の 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、本章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 <u>(系統アクセス業務に関する情報管理)</u> 第 4 8 条の 3 本機関は、系統アクセス業務における系統連系希望者に関する情報管理を徹底する。
第 7 章 需給状況の監視 (需給状況の監視) 第 5 0 条 (略) <u>2 前項の監視の業務は、次の各号について行う。</u> 一 会員<u>ごとの需要及び供給力（調整力及び予備力を含む。以下同じ。）</u> 二 供給区域<u>ごとの需要及び供給力</u>	第 8 章 需給状況の監視 (需給状況の監視) 第 5 0 条 (略) <u>(需給状況の監視の対象)</u> 第 5 0 条の 2 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア 小売電気事業者たる会員及び登録特定送配電事業者たる会員の需要及び供給力の確保に関する状況 イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況 二 供給区域の需給状況に関する事項 ア 一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況 イ 特定送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況

現 行	変 更 案
三 全国の需要及び供給力 3 本機関は、第1項の監視の業務の一環として連系線の潮流等の監視を行う。 4 本機関は、前2項の業務により、需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認めるときは、法第28条の4第1項に基づき、第8章に定める対応を行う。 (監視のための情報の取得) 第51条 本機関が前条の監視を実施するため、会員は、次の各号に定める計画を本機関に提出しなければならない。但し、第2号の計画の提出は一般電気事業者たる会員に限る。 一 会員ごとの需給に関する計画 二 供給区域ごとの需給に関する計画 2 一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、その中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、発電設備、広域連系系統その他の情報を本機関に常時提供しなければならない。 3 本機関は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）と連携し、会員による卸電力取引の量に関する情報を把握する。 4 本機関は、会員から前3項に示す計画の提出及び情報の提供を受け付けるシステムの構築を平成28年3月末までを目途に進める。 5 前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第1項に定める計画の提出及び第2項に定める情報の提供は、次の各号に定めるところによる。 一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出する他、一般電気事業者たる会員が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に提出する。 二 第2項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、周波数、需要、連系線に係る情報を本機関に提供しなければならない。 (新設) (新設)	三 全国の需給状況に関する事項 全国の需要及び供給力に関する状況 四 供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況 (削除) (需給状況の監視等のための計画等の取得) 第51条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画及び連系線利用に関する計画 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画及び連系線利用に関する計画 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからウに掲げる計画及び情報 ア 供給区域ごとの需要及び供給力に関する計画 イ 調整力に関する計画 ウ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報 四 特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。） 供給区域の需要及び供給力に関する計画 2 本機関は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）から、卸電力取引の量に関する情報を取得する。 (削除) (削除) (送配電等業務指針第121条の3第1項第1号へ移設) (送配電等業務指針第121条の3第1項第2号へ移設) (一般送配電事業者たる会員への計画の送付) 第51条の2 本機関は、前条第1号又は第2号に掲げる計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 (本機関による計画値の変更) 第51条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、託送供給契約者又は発電契約者から提出を受ける第51条第1項第1号及び第2号に掲げる計画について、関連する計画の整合性を確保するため、計画値を変更することができる。

現 行							変 更 案						
(新設)							(追加資料の提出)						
別表 7－1 供給区域の需給に関する計画の提出							第 5 1 条の 4 本機関は、第 5 1 条各号に掲げる者に対し、必要に応じ、より詳細な断面の計画 その他必要な資料の提出を求める。						
							(送配電等業務指針第 1 2 1 条の 3 別表 8－3 へ移設)						
提出する 計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画							
提出期限		毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 (※) 1 7 時 3 0 分	随時							
提 出 内 容	供給 区域 需要 電力	各月の 最大時需要電力	各週の 最大時需要電力	日別の 最大時需要電力	翌日の 最大時需要電力 と予想時刻 最小時需要電力 と予想時刻	当日の 最大時需要電力 と予想時刻 最小時需要電力 と予想時刻							
	供給 区域 供給 電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力							
(※) 提出日が休業日の場合も含む。													
第 8 章 需給状況の悪化時の指示等							第 9 章 需給状況の悪化時の指示等						
(需給状況の悪化時の指示)							(需給状況の悪化時の指示)						
第 5 2 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、 <u>会員が営む電気事業に係る電気の需給</u> の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する 必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。但 し、 <u>第 3 号の事項は、卸電気事業者たる会員</u> に対しては、指示することができない。							第 5 2 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、 <u>小売電気事業者たる会員が営む小売電 気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営 む特定送配電事業</u> に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、 当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる 事項を指示することができる。但し、 <u>第 1 号の事項は送電事業者たる会員に対して、第 2 号の事 項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第 3 号の事項は、送電事業者 たる会員及び発電事業者たる会員</u> に対しては、指示することができない。						
一 (略)							一 (略)						
二 <u>会員</u> に振替供給を行うこと。							二 <u>小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員</u> に振 替供給を行うこと。						
三～四 (略)							三～四 (略)						
五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。 と。							五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。 と。						

現 行	変 更 案
(業務規程第 5 3 条 2 項から移設して修正) (需給ひっ迫時の指示又は要請) 第 5 3 条 本機関は、<u>第 7 章の監視により、特定の供給区域又は全国の予備力が不足する場合（以下「需給ひっ迫」という。）</u>、又は需給ひっ迫のおそれがある場合において、<u>当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、前条第 1 号から第 4 号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。</u> 一 <u>第 1 0 章で定める作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加等により、会員の供給力を増加させること。</u> 二 <u>需給状況の悪化に係る会員が電気を供給する特定の電気の使用者との契約に基づき、その電気の使用を抑制すること。</u> <u>2 本機関は、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前条各号及び前項各号の事項を要請する。</u> (送配電等業務指針第 1 2 5 条から移設して修正)	2 本機関は、<u>前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。</u> (需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示) 第 5 3 条 本機関は、<u>需給状況の監視に基づき、需給ひっ迫が発生し又は需給ひっ迫が発生するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、前条第 1 項第 5 号に掲げる事項として、前条の指示又は要請を行うことができる。</u> 一 作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加その他の方法により、<u>特定の供給区域又は全国</u>の供給力を増加させること。 二 <u>需給状況の悪化に係る会員と需要者との契約に基づく電気の使用の抑制するその他の方法により、特定の供給区域又は全国の需要を抑制させる措置をとること。</u> (業務規程第 5 2 条 2 項へ移設) (需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 5 3 条の 2 本機関は、<u>需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第 5 2 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、本条及び第 5 5 条の 2 において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）</u>。但し、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 5 2 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、<u>需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。</u> 二 本機関は、<u>需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、本条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。</u> 三 (略) 四 (略) ア～イ (略) ウ <u>需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの</u> エ <u>需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの</u> オ (略) 五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、<u>需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</u>

現 行	変 更 案
(<u>下げ代不足時の指示</u>) 第54条 本機関は、<u>第7章の監視により</u>、特定の供給区域において、<u>下げ代不足</u>となる、又は<u>下げ代不足</u>となるおそれがある場合において、当該供給区域の<u>一般電気事業者</u>たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該<u>一般電気事業者</u>たる会員から他の<u>一般電気事業者</u>たる会員に対する電力融通を<u>指示する</u>。 (送配電等業務指針第126条から移設して修正)	<u>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第52条第1項の指示を行う。</u> (削除) (下げ代不足又は下げ代不足が認められる場合の指示の手順) 第54条の2 本機関は、<u>下げ代不足又は</u>下げ代不足のおそれが認められる場合において、<u>第52条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う</u>(以下、本条及び第55条の3において、<u>下げ代不足又は</u>下げ代不足のおそれが認められる供給区域の<u>一般送配電事業者たる会員</u>を「下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに<u>第52条第1項の指示を行う</u>。 一 本機関は、下げ代不足<u>一般送配電事業者の</u><u>下げ代不足又は</u>下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以下、本条において「希望連系線」という。)を確認する。 二 本機関は、下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>を除く<u>一般送配電事業者</u>たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量(以下、本条において「受電可能量」という。)を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる<u>一般送配電事業者</u>たる会員から確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた<u>一般送配電事業者</u>たる会員は、流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、<u>安定供給を確保するために必要な調整力等</u>を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。 四 本機関は、前号により<u>一般送配電事業者</u>たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする<u>一般送配電事業者</u>たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。 ア～イ (略) ウ 下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの エ 下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの オ 電気の供給を受ける<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの 五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする<u>一般送配電事業者</u>たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足<u>一般送配電事業者</u>に電気の供給を行うことを指示する。

現 行	変 更 案
(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第 5 5 条 本機関は、<u>第 7 章</u>の監視により、特定の<u>会員</u>の需給状況が次の各号に該当する場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、第 5 2 条各号（但し、第 2 号を除く）の事項を指示する。 一 当該会員の供給力がその需要想定に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定量その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今後の供給力確保の計画が<u>実現</u>が困難となるおそれがあるとき 二～三 (略) (送配電等業務指針第 1 2 7 条から移設して修正) (送配電等業務指針第 1 2 8 条から移設して修正) (送配電等業務指針第 1 2 9 条から移設して修正) (需給状況の改善が図れない場合の対応) 第 5 6 条 本機関は、<u>第 5 2 条から前条に基づく</u>指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員と連携し、追加的な需給対策を行う。	<u>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第 5 2 条第 1 項の指示を行う。</u> (特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第 5 5 条 本機関は、<u>需給状況</u>の監視により、特定の<u>小売電気事業者たる会員及び登録特定送配電事業者たる会員</u>の需給状況が次の各号に該当する場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第 5 2 条各号（但し、第 2 号を除く。）の事項を指示する。 一 当該会員の供給力がその需要に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定量その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今後の供給力確保の計画の<u>実現</u>が困難となるおそれがあるとき 二～三 (略) (本機関の指示<u>又は要請</u>に基づく場合の連系線の使用) 第 5 5 条の 2 (略) 2 本機関の指示<u>又は要請</u>に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、業務規程第 7 9 条及び業務規程第 8 0 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給を指示する。但し、本機関が<u>第 5 3 条の 2</u>の指示を行う場合において、<u>需給ひっ迫一般送配電事業者</u>の供給区域に隣接する連系線に、<u>需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため</u>に備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、業務規程第 7 9 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給を指示することができる。 (<u>下げ代不足</u>時に連系線の利用を制限した指示) 第 5 5 条の 3 本機関は、<u>下げ代不足時</u>において、業務規程第 7 9 条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が<u>下げ代不足一般送配電事業者</u>の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、<u>下げ代不足一般送配電事業者</u>の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。 (本機関の指示<u>又は要請</u>の一般送配電事業者への通知) 第 5 5 条の 4 本機関は、業務規程第 5 2 条に基づく指示<u>又は要請</u>を行う場合は、本機関の指示<u>又は要請</u>を受ける会員その他電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示<u>又は要請</u>の内容を通知する。 (需給状況の改善が図れない場合の対応) 第 5 6 条 本機関は、<u>本機関</u>の指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員と連携し、追加的な需給対策を行う。

現 行	変 更 案
(指示を受けた会員が授受する金額) 第 5 9 条 本機関が法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づく指示をした場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や<u>一般電気事業者</u>たる会員が定めた託送供給約款における負荷変動対応電力料金等を基に当事間の協議により決定する。 (新設) <u>2</u> 本機関は、前項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第<u>1 8</u>章の規定に基づき調停する。 (本機関の指示を受けた会員の託送利用に関する契約) 第 5 9 条の 2 <u>一般電気事業者</u>たる会員と他の<u>会員</u> (但し、<u>卸電気事業者</u>たる会員を除く。) は、本機関の指示に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	(指示を受けた会員が授受する金額) 第 5 9 条 本機関が法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づく指示をした場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や<u>一般送配電事業者</u>たる会員が定めた託送供給等約款に定めるところによる。 <u>2</u> 前項にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事間の協議により決定する。 <u>3</u> 本機関は、前項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第<u>2 0</u>章の規定に基づき調停する。 (送配電等業務指針第 1 3 0 条の 3 へ移設)
第<u>9</u>章 地域間連系線の管理 (連系線の管理) 第 6 0 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第<u>7</u>号に基づき、別表<u>9</u>－1 の連系線の管理を行う。 別表 <u>9</u>－1 (略) (運用容量の設定) 第 6 2 条 本機関は、<u>会員 (別表 9－1 の連系線を維持し、及び運用する一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員に限る。以下、本条及び次条において同じ。)</u> との間で検討の場 (以下、本条において、「検討会」という。) を設け、毎年 5 月末までに、<u>翌年度以降の当該連系線の運用容量の算出断面 (運用容量を算出するために年間を区分した一連の期間をいう。以下同じ。)</u>、<u>需要その他の検討条件、検討スケジュール等 (以下、本条において、「前提条件等」という。)</u> について検討を行い、<u>前提条件等</u>を定める。この際、<u>本機関は、連系線の利用状況又は連系線を利用する者からの要望等を踏まえ、当該連系線の運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより混雑 (連系線の空容量が負となる状態をいう。以下同じ。)</u> の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。	第 <u>1 0</u> 章 地域間連系線の管理 (連系線の管理) 第 6 0 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第<u>8</u>号に基づき、別表<u>1 0</u>－1 の連系線の管理を行う。 別表 <u>1 0</u>－1 (略) (運用容量の設定) 第 6 2 条 本機関は、<u>翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会 (以下「運用容量検討会」という。)</u> を設け、<u>同検討会の検討を踏まえ、毎年 5 月末日までに、検討スケジュール、連系線の運用容量の算出断面、需要その他の検討条件</u>を定め、これを公表する。この際、連系線の運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、<u>混雑</u>の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。 <u>2</u> 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、連系線を利用する者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。

現 行	変 更 案
<u>2 本機関は、前項の前提条件等を踏まえ、検討会において、送配電等業務指針に定めるところにより、翌年度以降の連系線の運用容量を算出し、その妥当性について検討を行う。</u> <u>3 会員は、前2項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。</u> 4 本機関は、<u>第1項及び第2項の検討会</u>の検討経過及び結果を公表する。 5 本機関は、<u>第2項の検討の結果、運用容量の値が妥当と認めるときは、その値を運用容量と定め、第92条に基づき、別表11－1（e）に定めるところにより公表する。</u> （運用容量の一時的な見直し） 第63条 本機関は、計画外<u>（緊急）作業時</u>、電力設備の故障が想定される場合等において、会員から一時的な連系線の運用容量の見直しの申出があったとき、又は本機関が必要と認めるときは、連系線の運用容量の一時的な見直しを行う。 <u>2 前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第1項中「毎年5月末までに」とあるのは「速やかに」と、同項及び前条第2項中「翌年度以降の」とあるのは「必要な期間の」と読み替えるものとする。</u> <u>3 前項にかかわらず、本機関は、特に急を要するときは、速やかに連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。この場合、本機関は、遅滞なく、前条の規定に準じ、見直し後の運用容量の検討及び公表を行う。</u> <u>4 会員は、第1項又は前項において運用容量を一時的に見直した事由が無くなったと認めるときは、本機関に対し速やかにその旨を申し出る。</u> <u>5 本機関は、第1項又は第3項において運用容量を一時的に見直した事由について継続的に状況を確認し、当該事由が無くなったと認めるときは、速やかに元の運用容量へ見直し、見直し後の運用容量の値を会員に通知するとともに、第92条に基づき公表する。</u> <u>6 本機関は、第1項又は第3項による運用容量の減少により、連系線の混雑が発生し、需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、第8章の規定に基づき、必要に応じて、指示等の対応を行う。</u> （新設） （マージンの設定） 第64条 本機関は、<u>会員（別表9－1の連系線を運用する一般電気事業者たる会員に限る。以下、本条において同じ。）との間で検討の場（以下、本条において、「検討会」という。）を設け、毎年3月10日までに、翌年度以降のマージン（電力系統の異常時又は需給ひっ迫時等の対応として、連系線を介して他の供給区域と電気を受給するため、又は電力系統を安定に保つために、各連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。）の値を算出し、その妥当性について検討を行う。</u>	<u>3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量を算出する。</u> （削除） 4 本機関は、<u>運用容量検討会</u>の検討経過及び結果並びに算出した運用容量を公表する。 5 本機関は、<u>月間計画、週間計画及び翌日計画以降の運用容量について、別表12－1（d）に定める公表時期までに、年間計画における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。</u> （運用容量の一時的な見直し） 第63条 本機関は、計画外作業、電力設備の故障<u>その他の緊急の事象が発生し、必要と認めるときは、連系線を維持又は運用する会員に設備の状況を確認した上で、当該連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。</u> （削除） <u>2 本機関は、前項に基づき運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、見直し後の運用容量を公表する。</u> （削除） <u>3 本機関は、運用容量を一時的に見直した原因となった事象について継続的に状況を確認し、当該原因が無くなったと認めるときは、速やかに運用容量を元の値に戻し、その旨を公表する。</u> （削除） （マージンの設定及び更新の考え方の公表） 第64条 本機関は、<u>連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方を定め、これを公表する。</u> （マージンの算出） 第64条の2 本機関は、<u>翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10－1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。</u> <u>2 本機関は、第1項のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。</u>

現 行	変 更 案								
2 会員は、前項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。 3 本機関は、<u>第1項の検討会の検討経過及び結果を公表する。</u> 4 本機関は、<u>第1項の検討の結果、マージンの値が妥当と認めるときは、その値をマージンと定め、第92条に基づき、別表11－1（e）に定めるところにより公表する。</u> 5 本機関は、<u>送配電等業務指針の定めるところにより、実需給断面に向け、マージンの値を減少する。</u> (送配電等業務指針第171条第1項及び第172条から移設して修正) 6 本機関は、<u>第63条第1項又は第3項で定めた運用容量の値が前項において定めたマージンの値を下回る場合には、当該運用容量の値をマージンとして定め、会員に対し通知するとともに、第92条に基づき公表する。</u> 7 本機関は、<u>平常時におけるマージンの利用の在り方について、マージンと予備力との間に補完関係があることを前提に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に向け、検討を進める。</u> (送配電等業務指針第171条別表11－1から移設)	<u>(削除)</u> 3 本機関は、<u>マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。</u> 4 本機関は、<u>別表12－1（d）に定める公表時期までに、第64条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。</u> 5 本機関は、<u>前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、電力系統を安定的に運用するために必要な場合を除き、マージンの値を別表10－2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。</u> <u>(業務規程第64条の2第1項第1号及び第3項へ移設)</u> <u>(削除)</u> 別表10－2 マージン減少の時期及び対象期間<table><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第1年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間								
年間の空容量の算出・公表時	第1年度								
月間の空容量の算出・公表時	翌々月								
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日								

現 行	変 更 案
(新設) (業務規程第6 4 条第6 項から移設して修正) (新設) (送配電等業務指針第1 7 1 条第2 項から移設して修正) (新設) (業務規程第6 4 条第6 項から移設して修正) (新設) (新設)	<u>(マージンの見直し)</u> <u>第6 4 条の3 本機関は、次の各号に掲げる場合には、関係する一般送配電事業者たる会員の需給状況等を確認した上で、連系線のマージンの値を見直すことができる。</u> <u>一 第6 3 条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合</u> <u>二 第6 4 条第1 項で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合</u> <u>三 想定外の電力設備の故障等により供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するためにマージンの見直しが必要と認める場合</u> <u>四 その他マージンの値を見直すことが適当であると認める場合</u> <u>2 前項第1 号に掲げる場合において、見直後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直後のマージンの値とする。</u> <u>3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、緊急の場合を除き、マージンの見直前に、マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</u> <u>4 本機関は、マージンの見直しに際し、前条に基づくマージン検討会の検討結果に加え、追加的な検討が必要と認める場合は、第6 4 条第2 項から第4 項に定める手続に準じて見直しを行う。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(短周期広域周波数調整)</u> <u>第6 4 条の4 本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足又は不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（第1 号に定める。）を確保する。</u> <u>一 本機関は、短周期調整力が不足する一般送配電事業者たる会員より、短周期広域周波数調整に必要と見込まれる連系線の利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）の通知を受ける。</u> <u>二 本機関は、短周期調整力が不足する一般送配電事業者以外の一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の量及び時間の算出を依頼する。</u> <u>三 本機関は、前号の算出結果に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮の上、短周期広域周波数調整のために必要な利用枠を実需給日の前日1 2 時以降の連系線の空容量の範囲内で設定し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> <u>ア 連系線の空容量</u> <u>イ 経由する連系線の数</u> <u>ウ 一般送配電事業者たる会員の調整可能量</u> <u>四 本機関は、短周期調整力が不足する一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の内容から変更がないか確認する。</u> <u>五 本機関は、前号の連絡内容に基づき、最終調整の上、利用枠を確保し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。なお、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、実需給の開始</u>

現 行	変 更 案
<u>(新設)</u>	<u>する前日 1 2 時以降で設定した利用枠の範囲内において、第 1 号から第 4 号に準じて行う。</u> <u>(長周期広域周波数調整)</u> <u>第 6 4 条の 5 本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。</u> <u>一 本機関は、下げ調整力が不足又は不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、長周期広域周波数調整に必要と見込まれる電力量及び時間の通知を受ける。</u> <u>二 本機関は、下げ調整力が不足又は不足するおそれのある一般送配電事業者以外の一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日 1 6 時までにはその結果の通知を受ける。</u> <u>三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日 1 2 時以降の連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> <u>ア 連系線の空容量</u> <u>イ 経由する連系線の数</u> <u>ウ 一般送配電事業者たる会員による融通可能電力量</u> <u>四 本機関は、下げ調整力が不足又は不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の実施の要否並びに必要な電力量及び時間の連絡を受ける。</u> <u>五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終調整の上、関係する一般送配電事業者に通知する。</u>
<u>(空容量の公表)</u> <u>第 6 5 条 本機関は、第 6 2 条第 5 項で定める連系線の運用容量及び前条第 4 項で定めるマージンが変更されたとき、次条、第 6 9 条及び第 7 0 条により計画潮流（連系線の利用者が確保した連系線の容量の合計として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。）が変化したときは、別表 9－2 に定める期間・算出断面における連系線の空容量（連系線の運用容量のうち、マージン及び計画潮流によって占められていない容量として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。）を算出し、第 9 2 条に基づき公表する。</u> <u>2 前項における空容量の算出は、別表 9－3 の式による。</u> <u>3 第 8 2 条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第 1 項にかかわらず、関連一般電気事業者（第 6 6 条に定める。）が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本機関は、通知された空容量の確認を行う。</u> 別表 9－2 計画潮流の断面	<u>(空容量の算出及び公表)</u> <u>第 6 5 条 本機関は、連系線の運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表 1 0－3 に定める断面（対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下、本章において同じ。）において、連系線の空容量を算出し、公表する。</u> <u>2 連系線の空容量は、別表 1 0－4 に掲げる算出式に基づき、算出する。</u> (削除) 別表 1 0－3 計画潮流の断面

現 行					
対象期間	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (3週間先～翌々月)	週間計画 (2日先～翌々週)	翌日計画・通告 値運用
断面及び 単位(※)	各年度別の 最大時 kW	各月の平休日別の 昼間帯、夜間 帯の最大時 kW	各週の平休日別の 昼間帯、夜間 帯の最大時 kW	30分ごとの kWh	30分ごとの kWh
(※) 計画潮流及び空容量の単位					
別表9－3 空容量の算出式					
空容量算出式 (※1、※2、※3)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※4)				
(※1) 空容量は、各連系線の潮流方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向別に算出、管理する。					
(※2) 算出式におけるマージンの値は、第78条のマージンを利用した利用計画及び第79条のマージンを使用した利用計画の連系線利用量を控除して用いる。					
(※3) (略)					
(※4) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。					
(連系線の計画潮流)					
第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。					
一 連系線の利用(託送契約等により、連系線を介して電気の供給を行うことをいう。以下同じ。)を希望する者(以下「連系線利用申込者」という。)は、原則として供給開始日の10営業日前までに、当該連系線の利用に係る送電経路上の一般電気事業者たる会員(以下「関連一般電気事業者」という。)の全てを経由して本機関に、別表9－2に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画(以下「希望計画」という。)を提出する。					
(新設)					
二 本機関は、前号で関連一般電気事業者を経由して提出された希望計画の全てを受け取った時刻をもって、当該希望計画の登録時刻とする(以下、「時刻登録」という。)					
三 本機関は、第68条第1項各号に定める手順により、前号で時刻登録した希望計画が計画潮流に登録可能(以下「送電可」という。)であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行う。					
四 本機関は、前号の送電可否判定において希望計画を送電可と判定した場合、当該希望計画を計画潮流に登録する(以下「容量登録」という。また、容量登録された希望計画(別表9－2の翌日計画・通告値運用の期間を除く。))を「利用計画」という。)					

変 更 案					
対象期間	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (3週間先～翌々月)	週間計画 (2日先～翌々週)	翌日計画・通告 値運用
断面(※)	各年度別の 最大時 kW	日別の昼間帯、 夜間帯の最大時 kW	日別の昼間帯、 夜間帯の最大時 kW	30分ごとの kWh	30分ごとの kWh
(※) 計画潮流及び空容量の単位					
別表10－4 空容量の算出式					
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※5)				
(※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。					
(※2) 算出式におけるマージンの値は、第78条のマージンを利用した連系線利用計画及び第79条のマージンを使用した連系線利用計画の連系線利用量を控除して用いる。					
(※3) (略)					
(※4) 本機関の指示又は広域周波数調整を実施する場合は、空容量算出にあたり、必要となる容量を控除するものとする。					
(※5) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。					
(連系線の計画潮流の管理)					
第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。					
一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10営業日前までに、連系線の利用を希望する者(以下「連系線利用申込者」という。)から別表10－3に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画(以下「連系線希望計画」という。)の提出を受ける。					
二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員(以下「関連一般送配電事業者」という。)に対して、送付する。					
(削除)					
三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第68条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行う。					
四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合(第68条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。)、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし(以下「時刻登録」という。)、当該連系線希望計画(一部を送電可能と判定した場					

現 行	変 更 案
五 本機関は、供給開始日の<u>２営業日前の１２時までに、前号の容量登録を完了するものとする。</u> 六 本機関は、前号にかかわらず、供給開始日の<u>２営業日前の１２時以降に実施する前日スポット取引及び時間前取引、第８章の規定に基づく指示による連系線の利用又は第７０条の利用計画の変更及び通告変更については、第２号から第４号に準じて扱う。</u> 七 本機関は、第２号より登録された時刻が先である希望計画から順に、<u>第３号の送電可否判定及び第４号の容量登録を行う。</u> (本条本項第４号から移設して修正) 2 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者（以下、本条及び次条において「<u>発電事業者等</u>」という。）が、<u>連系線の利用を希望する場合、別表９－４に定める長期計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、発電事業者等が供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計画の更新を行うものとする。</u> (本条第１項第６号及び業務規程第６８条第５項から移設して修正) (登録時刻及び容量登録の扱い) 第６７条 本機関は、次の各号に掲げる場合は、<u>前条第１項第２号の登録時刻を取り消し、同項第４号の容量登録を行わない。</u> 一 <u>連系線の希望計画に係る発電設備等の接続検討（低圧配電線連系の発電設備においては、契約申込み）が事前に完了していることが確認できなかったとき</u> 二 <u>希望計画又は利用計画に対応する需要が確保されていることが確認できなかったとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。</u> ア <u>連系線を利用するまでの期間が１年を超え、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる需要の確保に関する計画がある場合</u> イ <u>供給先が確保できていない発電事業者等（以下「供給先未定発電事業者等」という。）から提出された希望計画又は利用計画であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）又は連系線利用者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</u> 三 <u>申込み時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき</u> 2 <u>連系線の利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から提出された利用計画の変更を希望する計画（以下「変更希望計画」という。）のうち、その連系線の利用量が変更前の利用計画より増加している断面に係る計画（以下「増加希望計画」という。）については、その増</u>	<u>合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。</u> 五 本機関は、供給開始日の<u>２日前の１２時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第２項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の２日前の１２時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。</u> (本条第２項へ移設) (削除) 六 本機関は、<u>連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。</u> (送配電等業務指針第１７３条の３第１項へ移設) 2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、<u>卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び１時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。</u> (送電可否判定及び容量登録の扱い) 第６７条 <u>前条にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる場合は、送電可否判定及び容量登録を行わない。</u> 一 <u>連系線希望計画に係る発電設備等の接続検討（低圧配電線連系の発電設備等においては、契約申込みをいう。）が事前に完了していることが確認できなかったとき</u> 二 <u>連系線希望計画に対応する供給先となる事業者（以下「供給先事業者」という。）が確保されていることが確認できなかったとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。</u> ア <u>連系線を利用するまでの期間が１年を超え、供給先事業者の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。</u> イ <u>供給先事業者が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者（発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。）から提出された連系線希望計画であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</u> 三 <u>申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき</u> (業務規程第６９条の２第１項へ移設)

現 行	変 更 案
<u>加した部分に前条第 1 項第 2 号に準じて新規の登録時刻を適用し、変更前の利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。</u> <u>3 前項にかかわらず、第 6 9 条第 1 項第 3 号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加希望計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用する。</u> <u>4 既存の複数の託送契約（一般電気事業者たる会員が定める託送供給約款に基づき、連系線利用申込者と各関連一般電気事業者が締結する接続供給契約及び振替供給契約をいう。以下同じ。）を一つの託送契約に統合する</u>ときは、統合前の<u>託送契約</u>に対応する利用計画の登録時刻が各々継続される。 <u>（計画書等の提出）</u> <u>第 6 7 条の 2 供給先未定発電事業者等は、希望計画の提出又は利用計画の更新をしようとする場合には、次の各号に掲げる書類を作成し、本機関に提出しなければならない。</u> 一 経済産業省令に準じた計画書等（但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により希望計画又は利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。） 二 その他本機関が必要とする書類 <u>2 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年 3 月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</u> <u>（利用計画の承継）</u> <u>第 6 7 条の 3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先を確保した場合には、次の各号の手順に基づき、当該供給先未定発電事業者等有する利用計画の全部又は一部を、当該供給先に承継する</u>ことができる。 一 <u>供給先未定発電事業者等の供給先は、利用計画の全部又は一部の承継を希望する場合は、第 6 6 条第 1 項第 1 号に準じて希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</u> 二 <u>供給先未定発電事業者等は、利用計画の全部又は一部を承継させる場合は、第 7 0 条に準じて利用計画の変更を行い、併せて前号の供給先へ利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</u> 三 <u>本機関は、前各号による希望計画の提出及び利用計画の変更を受けた場合において、利用計画の承継が確認できたときは、第 6 6 条第 1 項第 2 号に準じて当該希望計画の時刻登録を行う。</u> <u>（送電可否判定）</u> <u>第 6 8 条 第 6 6 条第 1 項第 3 号の判定の手順は、次の各号による。</u> 一 <u>本機関は、希望計画及び増加希望計画（以下、この条において「希望計画等」という。）の関連一般電気事業者の全てに対して、当該事業者が運用する連系線及び供給区域に関して当該希望計画等が送電可であるか否かの判定（以下「個別可否判定」という。）の依頼を行う。</u>	（業務規程第 6 9 条の 2 第 2 項へ移設） <u>2 既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合された</u>ときは、統合前の契約に対応する<u>連系線</u>利用計画の登録時刻が各々継続される。 （送配電等業務指針第 1 7 3 条の 3 第 2 項へ移設） （送配電等業務指針第 1 7 3 条の 3 第 3 項へ移設） （連系線利用計画の承継） 第 6 7 条の 3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した<u>ことが確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給先未定発電事業者等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等有する連系線</u>利用計画の全部又は一部を、供給先<u>事業者に承継させる</u>ことができる。 <u>（送配電等業務指針第 1 7 3 条の 3 第 4 項第 1 号へ移設）</u> <u>（送配電等業務指針第 1 7 3 条の 3 第 4 項第 2 号へ移設）</u> <u>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、連系線</u>利用計画の承継が確認できた<u>時点をもって、供給先事業者から提出された連系線</u>希望計画の時刻登録を行う。 （連系線希望計画に対する送電可否判定） 第 6 8 条 <u>本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者がその旨を希望する場合に限る。</u>

現 行	変 更 案
<u>各関連一般電気事業者は、当該希望計画等について次項により個別可否判定を行い、その結果を本機関に通知する。</u> <u>二 本機関は、前号により通知された全ての個別可否判定の結果が送電可であるとき、当該希望計画等の送電可否判定の結果を送電可とする。</u> <u>三 前２号における送電可否判定は、別表９－２に定める計画潮流の断面ごとに行う。</u> <u>２ 前項第１号の個別可否判定において各関連一般電気事業者は、希望計画等が次の各号に掲げる全ての条件を満たすときに、当該希望計画等を送電可と判定するものとする。</u> <u>一 当該希望計画等が託送契約等に適合したものであること。</u> <u>二 当該希望計画等の容量登録を行っても、全ての断面において連系線の空容量が負とならず、かつ電力系統の安定運用に支障を生じないこと。</u> <u>３ 各関連一般電気事業者は、第１項第１号の個別可否判定において送電可でないと判定したときは、次の各号に掲げる情報を判定結果とあわせて本機関に通知する。但し第２号の情報の通知は、第５項の場合において、その申込者からの要望がある場合に限る。また、第３号の情報の通知については、第７０条に定める通告変更の場合に限る。</u> <u>一 希望計画等の一部の断面が送電不可のときは、送電不可となる断面とその断面で送電できる量</u> <u>二 希望計画の全断面を通して希望計画等の一部の値が送電可能なときは、その送電できる値</u> <u>三 希望計画の一部又は全部の断面において、その断面の希望計画等の連系線利用量の一部の値が送電可能なときは、断面ごとにその送電可能な値</u> (新設) <u>４ 本機関は、各関連一般電気事業者を通じて、希望計画等の申込みを行った連系線利用申込者に対し、第１項により実施した送電可否判定の結果及び判定理由を通知するとともに、前項各号に掲げる情報を各関連一般電気事業者から通知されたときは、これをあわせて当該申込者に通知する。</u> <u>５ 卸電力取引所から本機関に対し、先渡取引の約定等のための送電可否判定の申込みがあったときは、本機関は、各関連一般電気事業者に対し、第１項に準じ、依頼を行う。また、当該各関連一般電気事業者は、第２項第２号の条件を満たすときに、送電可の判定を行い、本機関に通知する。本機関は、卸電力取引所に対し、第３項に準じ、結果を通知する。</u> (新設) (連系線の計画潮流の更新)	(削除) (削除) <u>２ 前項にかかわらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち、送配電等業務指針において定める空容量算出用に更新された連系線利用計画（以下「更新利用計画」）の提出期限（以下「更新計画提出期限」という。）から別表１２－１（ｄ）の空容量の公表時期までの期間（以下「計画更新期間」という。）に該当する断面については、送電不可と判定する。</u> <u>３ 本機関は、送電可否判定において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を、連系線利用申込者に通知する。</u> (業務規程第６６条第２項へ移設) (更新した連系線利用計画の提出) 第６９条 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。</u> <u>一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画</u> <u>二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画）</u> (連系線の計画潮流の更新)

現 行	変 更 案
第 6 9 条 本機関は、別表 9－2 に定める各計画（以下、この条において「計画」という。）を定期的に更新する業務について、次の各号により取り扱う。 一 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新の調整用の計画（週間計画及び翌日計画を除く。）を、別表 9－4 に定める調整用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者に提出しなければならない。 二 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整（年間計画及び月間計画の更新のときに限る。）を行う。 三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画（長期計画、年間計画及び月間計画については、前号の調整を反映した計画とする。）を、別表 9－4 に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。 四 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、別表 9－4 に定める利用計画更新期限までに、第 7 2 条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。 2 前項第 1 号及び第 3 号において連系線利用者が提出する計画（翌日計画を除く。）における断面ごとの連系線の利用量は、従前の利用計画における当該断面の利用量を超えないものとする。 3 第 1 項第 3 号において連系線利用者から提出された翌日計画のうち、変更前の利用計画に比して連系線の利用量が増加している断面については、変更希望計画が提出されたものとして、次条により取り扱う。各関連一般電気事業者は、受給日の前日 1 5 時までに、翌日計画に係る送電可否判定の結果を本機関に通知しなければならない。 4 本機関は、第 1 項第 3 号及び第 4 号における長期計画の更新に際して、利用計画が、契約書や供給計画等により更新後の計画における第 1 0 年度も継続すると認められるときは、更新前の計画における第 1 0 年度の容量登録の範囲内でその登録時刻により、更新後の計画の第 1 0 年度の容量登録を行う。	第 6 9 条の 2 本機関は、更新利用計画について、第 6 9 条の 4 に基づき送電可否判定（以下においては、計画潮流から容量登録の取消が可能か否かの判定を含む。）を行い、第 6 6 条に準じ、容量登録を行う。この場合において、更新前の連系線利用計画から利用量に変更のない更新利用計画及び更新前の連系線利用計画から利用量が減少している更新利用計画（以下「減少更新計画」という。）については、容量登録の登録時刻を変更しない。 （削除） （削除） 2 前項にかかわらず、更新前の連系線利用計画から利用量が増加している断面のある更新利用計画（以下「増加更新計画」という）については、当該増加部分につき更新計画提出期限を容量登録の登録時刻とし、更新前の連系線利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。但し、契約書や供給計画等により、更新利用計画の長期計画において第 1 0 年度も連系線の利用が継続すると認められるときは、更新前の連系線利用計画における第 1 0 年度の容量登録の範囲内で、その登録時刻により、更新利用計画の第 1 0 年度の容量登録を行う。 3 本機関は、第 1 項の容量登録の結果、連系線の混雑が発生する場合は、第 7 2 条に定める混雑処理を行う。 4 本機関は、別表 1 2－1（d）の公表時期までに、第 1 項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、各連系線の空容量を算出し、公表する。 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として 3 0 分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般電気事業者に通告した値）として取り扱う。 （供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い） 第 6 9 条の 3 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第 1 項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画にかかる断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。

現 行	変 更 案																																	
(新設)	(更新利用計画に関する送電可否判定) 第69条の4 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に関する送電可否判定を行う。 一 長期計画、年間計画、月間計画及び週間計画の送電可否判定 次のア及びイのとおり送電可否判定を行う。 ア 減少更新計画 送電可能と判定する。 イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、第68条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合には、送電可能な電力の合計値を各増加更新計画の増加分で按分した値を送電可能と判定する。 二 翌日計画の送電可否判定 次のアからウのとおり、送電可否判定を行う。 ア 別表10－5に掲げる計画値変更の原因が系統運用者である場合の減少更新計画 送電可能と判定する。 イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、前号イに準じ、送電可否判定を行う。 ウ 別表10－5に掲げる計画値変更の原因が系統利用者である場合の減少更新計画 前ア及び前イの送電可否判定の結果を前提に、第68条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各減少更新計画の減少分で按分した値を送電可能と判定する。 2 本機関は、送電可否判定において、更新利用計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を通知する。																																	
(業務規程第70条別表9－5から移設して修正)	別表10－5 計画値の変更理由 <table><tr><th>計画値変更の 原因者区分</th><th>変更区分</th><th>変更理由の事例</th><th>変更賦課金</th></tr><tr><td rowspan="2">系統運用者</td><td>本機関指示</td><td>・本機関の指示に伴う販売計画等の変更 ・マージン利用取消に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td>給電指令</td><td>・一般送配電事業者の給電指令（下げ調整力不足時の出力抑制を含む）に伴う変更 ・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更 ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td rowspan="7">系統利用者</td><td>調整運転</td><td>・調整運転等（補修や運開前運転など）に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td>河川出水</td><td>・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td>原子力定熱運転</td><td>・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td>発電トラブル</td><td>・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力制約や停止に伴う変更</td><td>対象外</td></tr><tr><td>需給バランス</td><td>・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更</td><td>対象</td></tr><tr><td>経済行為</td><td>・経済的理由による電源差替に伴う変更</td><td>対象</td></tr><tr><td>その他</td><td>・上記以外の原因に伴う変更</td><td>対象</td></tr></table>	計画値変更の 原因者区分	変更区分	変更理由の事例	変更賦課金	系統運用者	本機関指示	・本機関の指示に伴う販売計画等の変更 ・マージン利用取消に伴う変更	対象外	給電指令	・一般送配電事業者の給電指令（下げ調整力不足時の出力抑制を含む）に伴う変更 ・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更 ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更	対象外	系統利用者	調整運転	・調整運転等（補修や運開前運転など）に伴う変更	対象外	河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	対象外	原子力定熱運転	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更	対象外	発電トラブル	・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力制約や停止に伴う変更	対象外	需給バランス	・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更	対象	経済行為	・経済的理由による電源差替に伴う変更	対象	その他	・上記以外の原因に伴う変更	対象
計画値変更の 原因者区分	変更区分	変更理由の事例	変更賦課金																															
系統運用者	本機関指示	・本機関の指示に伴う販売計画等の変更 ・マージン利用取消に伴う変更	対象外																															
	給電指令	・一般送配電事業者の給電指令（下げ調整力不足時の出力抑制を含む）に伴う変更 ・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更 ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更	対象外																															
系統利用者	調整運転	・調整運転等（補修や運開前運転など）に伴う変更	対象外																															
	河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	対象外																															
	原子力定熱運転	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更	対象外																															
	発電トラブル	・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力制約や停止に伴う変更	対象外																															
	需給バランス	・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更	対象																															
	経済行為	・経済的理由による電源差替に伴う変更	対象																															
	その他	・上記以外の原因に伴う変更	対象																															

現 行						変 更 案					
別表 9－4 連系線の利用計画の更新スケジュール											
	長期計画 (第 3～ 第 1 0 年度)	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画						
調整用 提出期限 (※ 1)	毎年 1 月 1 5 日 1 7 時	毎年 1 2 月 2 0 日 1 7 時	毎月 5 日 1 7 時			(送配電等業務指針第 1 7 3 条の 2 第 2 項別表 1 1－1 に移設)					
空 容 量 算 出 用提出期限 (※ 1)	毎年 3 月 1 0 日 1 7 時	毎年 3 月 1 日 1 7 時	毎月 1 5 日 1 7 時	毎週火曜日 1 7 時 (※ 2)	受給日の 前日 1 2 時 (※ 3)						
利用計画 更新期限	毎年 3 月 3 1 日	毎年 3 月 1 5 日	毎月 2 0 日	毎週木曜日 (※ 2)	受給日の 前日 1 7 時 (※ 3)						
(※ 1) 連系線利用者から各関連一般電気事業者への提出期限。											
(※ 2) 週間計画において、提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が各関連一般電気事業者と協議のうえ、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。											
(※ 3) 受給日の前日が休業日のときも、本表に定める期限の通りとする。											
(連系線の利用計画の変更及び通告変更)						(連系線利用計画の変更及び通告変更)					
第 7 0 条 本機関は、 <u>連系線利用者からの利用計画の変更及び通告値の変更</u> （以下「通告変更」という。）の申込みについて、次の各号により取り扱う。						第 7 0 条 本機関は、 <u>連系線利用計画の変更又は通告値の変更</u> （以下「通告変更」という。）の申込みを受け付けた場合は、 <u>第 6 9 条の 4 に準じ、送電可否判定を行い、第 6 9 条の 2 に準じ、容量登録を行う。但し、連系線利用計画の変更（別表 1 0－5 に掲げる計画値変更の原因者が系統運用者である場合を除く。）又は通告変更の申込みを、次の各号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。</u>					
一 <u>連系線利用者は、関連一般電気事業者の全てを經由して本機関に、変更希望計画又は通告変更の希望値を提出する。</u>						一 <u>変更の対象となる計画の計画更新期間</u>					
二 <u>前号の提出を受けたときは、第 6 6 条を準用する。このとき、同条第 1 項における「希望計画」は、利用計画の変更の申込みを受けたときは「変更希望計画」に、通告変更の申込みを受けたときは「通告変更の希望値」に読み替えるものとする。また、連系線利用者は、受給日の 2 営業日前の 1 2 時以降に利用計画を変更するとき又は通告変更を行うときは、変更理由を付してその申込みを行うものとする。</u>						二 <u>週間計画の変更においては、受給日の 2 日前の 1 2 時以降</u>					
						三 <u>通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降</u>					
						(削除)					
						(送配電等業務指針第 1 7 4 条の 2 第 2 項へ移設)					

現 行		変 更 案
三 第 1 号における変更申込みの受付期間と変更が可能な事由については、別表 9－5 の通りとする。なお、別表 9－5 の変更事由のうち系統運用上必然的な変更については、連系線利用者から事前に対象となる設備・補修作業等の提出を受ける。 四 別表 9－5（3）の期間の変更申込みについては、前条第 1 項第 3 号で連系線利用者が提出する翌日計画の一部として提出するものとする。 五 本機関は、第 6 8 条による通告変更の送電可否判定において、同条第 3 項第 3 号に 該当するときは、同号に掲げる断面ごとの送電可能な値を新しい通告値とし、これを当該通告変更の申込みを行った連系線利用者に各関連一般電気事業者を経由して通知する。 (送配電等業務指針第 1 7 7 条第 2 項及び第 3 項から移設して修正)		(本条第 1 項へ移設) (本条第 1 項第 2 号へ移設) (削除) 2 本機関は、電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生している場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合における通告変更については、前項の申込みを受付けないことができる。但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。 (業務規程第 6 9 条の 4 別表 1 0－5 へ移設)
別表 9－5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由		
受付期間（※ 1）	連系線利用計画の変更が可能な事由	
（1）受給日の 2 営業日前の 1 2 時まで	・ 不可避的な変更（※ 2） ・ 系統運用上必然的な変更（※ 3） ・ 発電トラブルによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 ・ 経済行為による変更	
（2）受給日の 2 営業日前の 1 2 時から 1 営業日前の 1 1 時まで	・ 不可避的な変更（※ 2）	
（3）受給日の 1 営業日前の 1 1 時から 前日の 1 2 時まで	・ 不可避的な変更（※ 2） ・ 系統運用上必然的な変更（※ 3） ・ 発電トラブルによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更に該当する 利用計画の減少によって混雑が発生するときは、当該利用 計画の変更を不可とする。	
（4）受給日の前日の 1 2 時から前日の 1 7 時まで	・ 不可避的な変更（※ 2）	
（5）受給日の前日 1 7 時以降の通告値 運用時間帯	・ 不可避的な変更（※ 2） ・ 系統運用上必然的な変更（※ 3） ・ 発電トラブルによる変更	

現 行		変 更 案
	・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更該当する 通告変更によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする。	
(※１) 受給日の前日が休業日のときも、本表に定める期限の通りとする。 (※２) 送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更 不可避的な変更 ・ 第７２条に定める混雑処理に伴う変更 ・ 第７８条第４項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更 ・ 自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更 (※３) 河川の出水状況により変更が必要となる水力から送電を行うもの 系統運用上 定格熱出力一定運転を行っている原子力電源において、海水温度の変化による出力変動に対応して変更がなされるもの 必然的な変更 ・ 供給区域の需給調整・周波数調整等に伴い変更がなされるもの ・ 補修や運開前運転等に伴う調整運転等の変更 (提出代行) 第 7 1 条 第 6 6 条第 1 項第 1 号、第 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、前条第 1 号における希望計画、利用計画、変更希望計画及び通告変更の希望値の提出に際して、当該提出を行う者の要望により、関連一般電気事業者のうち連系線利用により供給を行う需要が存在する地点を供給区域に含む一般電気事業者たる会員（以下「需要側一般電気事業者」という。）が、他の関連一般電気事業者への提出を代行することができる。 2 前項の提出の代行を行うときは、第 6 6 条第 1 項第 2 号の「関連一般電気事業者」は「需要側一般電気事業者」に、「希望計画の全て」は「希望計画」に読み替えるものとする。 (混雑処理) 第 7 2 条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された利用計画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑を解消するための措置（以下「混雑処理」という。）を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画を有する連系線利用者及び関連一般電気事業者へに通知する。通知を受けた連系線利用者は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第 7 0 条により関連一般電気事業者を経由して本機関に提出する。 二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系線利用者及び関連一般電気事業者へに通知する。		(削除) (混雑処理) 第 7 2 条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された連系線利用計画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑を解消するための措置（以下「混雑処理」という。）を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針で定める抑制順位により、混雑処理の対象とする連系線利用計画及び通告値を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな連系線利用計画又は通告値と定め、変更する。 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合は、抑制された連系線利用計画又は通告値を有する連系線利用者及び関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。

現 行	変 更 案
<u>三 第 8 2 条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、前 2 号にかかわらず、第 1 号の連系線利用量の上限値の通知及び前号の新たな通告値の通知は、関連一般電気事業者から連系線利用者及び本機関に行うものとする。</u> (新設)	(削除)
(連系線の長期的な容量確保) 第 7 3 条 本機関は、<u>前条に定める混雑処理を行う場合、電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべきと認定する契約に関する利用計画については、送配電等業務指針において、後位の抑制順位として位置付けるものとする。</u> <u>2 連系線の利用を希望する者は、随時、前項の認定の申請を行うことができる。これを変更又は取り消そうとする場合も同様とする。</u>	<u>2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日 1 2 時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、連系線利用者による代替供給力の調達に必要な時間に限り、混雑処理を行わない。</u>
(連系線の長期的な容量確保) 第 7 3 条 本機関は、<u>連系線利用者の申請に基づき、送配電等業務指針に定めるところにより、電源投資の円滑化の観点から、連系線利用者が連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約を有する場合には、当該契約を認定し、当該契約に関する連系線利用計画を、混雑処理における後位の抑制順位として位置付けるものとする (以下、認定された契約を「認定契約」という。)</u>	(連系線の長期的な容量確保) 第 7 3 条 本機関は、<u>連系線利用者の申請に基づき、送配電等業務指針に定めるところにより、電源投資の円滑化の観点から、連系線利用者が連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約を有する場合には、当該契約を認定し、当該契約に関する連系線利用計画を、混雑処理における後位の抑制順位として位置付けるものとする (以下、認定された契約を「認定契約」という。)</u>
<u>3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 1 項の契約の審査及び認定を行うとともに、その認定に係る最大電力及び認定期間を定める。</u> <u>4 前項で認定された契約を有する者は、前項の認定に係る契約内容の変更があった場合 (最大電力の減少又は認定期間の短縮があった場合に限る。)</u> には、速やかに、本機関に対して、<u>当該認定の変更の申請を行わなければならない。</u> (送配電等業務指針第 1 8 4 条第 2 項から移設して修正)	<u>2 本機関は、前項の認定に際し、認定に係る最大電力及び認定期間を定める。</u>
(送配電等業務指針第 1 8 9 条第 2 項から移設して修正)	(送配電等業務指針第 1 8 8 条第 1 項へ移設)
(送配電等業務指針第 1 8 9 条第 4 項、第 1 9 0 条第 2 項及び第 3 項から移設して修正)	<u>3 本機関は、第 1 項の認定の結果を公表する。</u>
(送配電等業務指針第 1 8 8 条第 2 項から移設して修正)	<u>(認定契約の変更)</u> 第 7 3 条の 2 本機関は、<u>認定契約を有する者から認定契約の変更に関する申請を受け付け、変更</u>に<u>正当な理由があると認めるときは、認定の内容を変更する。</u> 2 本機関は、<u>次の各号に掲げる場合には、認定期間の延長の申請 (以下「期間延長申請」という。)</u> が<u>終了するまでの間、認定契約が延長されたものとして、仮に認定する。但し、第 1 号に掲げる場合において、期間の延長が確定した日から 1 か月以内に認定期間の延長の申請を行われなかったときは、本機関は、仮認定を取り消す。</u> 一 <u>認定契約の認定期間の延長の仮申請を受け付けた場合</u> 二 <u>認定期間の満了日から 1 か月以内に認定期間の延長の申請を受け付けた場合</u>
(認定された契約の定期審査) 第 7 4 条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>前条により認定された契約の定期審査を行う。</u> 一 認定された契約を有する者は、毎年 1 1 月末までに、過去 3 か年各月の当該契約に係る連系線利用実績 (送電最大電力) を本機関に提出しなければならない。また認定期間が 1 0 年を超	<u>(認定契約に係る様式の作成)</u> 第 7 3 条の 3 本機関は、<u>認定契約及び認定契約の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。</u>
	(認定契約の定期審査) 第 7 4 条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>認定契約の定期審査を行う。</u> 一 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、認定契約を有する者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。</u>

現 行	変 更 案
える認定を受けた契約を有する者は、認定時点から３年ごとに当該契約の継続見通しを本機関に提出しなければならない。 二 本機関は、<u>前号で提出された連系線利用実績</u>が、認定された契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、<u>認定された契約</u>に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求める。 三 （略） 四 本機関は、<u>前各号による審査</u>の結果を公表する。 （契約の審査に関する内容照会） 第７５条 本機関は、<u>第７３条第３項</u>及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定を申請した者又は<u>認定された契約</u>を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。 （連系線の利用計画の審査） 第７６条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>連系線</u>の利用計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、<u>連系線</u>の利用計画と利用実績を<u>照らし合わせ</u>、その利用状況の確認を行う。 二 本機関は、利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、<u>前号の利用計画を有する連系線利用者</u>に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、利用計画の変更経過、<u>契約書等の提出</u>を求めることができる。 三 本機関は、前各号により、利用計画が妥当でないと認めるときは、当該利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。 ２ 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>の利用計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>の利用計画と当該供給先未定発電事業者等が<u>第６７条の２に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先の確保の状況を確認する。</u> 二 本機関は、計画書等の内容、供給先の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、利用計画の変更経過、<u>契約書等の提出</u>を求めることができる。 三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する利用計画の供給先を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。 （空おさえの抑制の仕組み） 第７７条 本機関は、連系線の空おさを抑制する<u>観点から</u>、連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、<u>一般電気事業者</u>たる会員が当該会員に対して	二 本機関は、連系線利用実績が、認定契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、<u>認定契約</u>に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求める。 三 （略） ２ 本機関は、<u>前項の審査</u>の結果を公表する。 （契約の審査に関する内容照会） 第７５条 本機関は、<u>第７３条</u>及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定を申請した者又は<u>認定契約</u>を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。 （連系線の利用計画の審査） 第７６条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>連系線</u>利用計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、<u>連系線</u>利用計画と利用実績を<u>照合し</u>、その利用状況の確認を行う。 二 本機関は、<u>連系線</u>利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、連系線利用者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該<u>連系線</u>利用者に対して、<u>連系線</u>利用計画の変更経過、<u>契約書その他の必要な資料の提出</u>を求めることができる。 三 本機関は、前各号により、<u>連系線</u>利用計画が妥当でないと認めるときは、当該<u>連系線</u>利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の<u>連系線</u>利用計画の見直しを求める。 ２ 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画の妥当性を審査する。 一 本機関は、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画と当該供給先未定発電事業者等が<u>送配電等業務指針に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</u> 二 本機関は、計画書等の内容、供給先<u>事業者</u>の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該<u>連系線</u>利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、<u>連系線</u>利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、<u>連系線</u>利用計画の変更経過、<u>契約書等の提出</u>を求めることができる。 三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する<u>連系線</u>利用計画の供給先<u>事業者</u>を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の<u>連系線</u>利用計画を見直すことを求める。 （空おさえの抑制の仕組み） 第７７条 本機関は、連系線の空おさを抑制する<u>ため</u>、<u>送配電等業務指針において</u>、連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、<u>一般送配電事業者</u>たる

現 行	変 更 案
賦課金を課す仕組みを <u>送配電等業務指針</u> において定める。	会員が当該会員に対して賦課金を課す仕組みを定める。
(マージンの利用)	(マージンの利用)
第 7 8 条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。	第 7 8 条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。
一 連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと	一 連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと
二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域 <u>(連系線利用申込者が連系線を介して行おうとする供給に係る需要側の供給区域をいう。)</u> における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること	二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること
三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第 6 6 条、第 6 9 条及び第 7 0 条の規定は、前 2 項の場合に準用する。この場合において、第 6 6 条第 1 項第 1 号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。 <u>また、第 6 6 条第 1 項第 3 号の送電可否判定は、</u> マージンを利用することを考慮して行うものとする。	3 第 6 6 条、第 6 9 条及び第 7 0 条の規定は、前 2 項の場合に準用する。この場合において、第 6 6 条第 1 項第 1 号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。 <u>但し、送電可否判定においては、</u> マージンを利用することを考慮して行うものとする。
4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る利用計画を取り消すことができる。	4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る <u>連系線</u> 利用計画を取り消すことができる。 <u>但し、取消の対象となる連系線利用計画が複数存在するときは、混雑処理における抑制順位に準じ、取消を行う。</u>
一 第 6 4 条第 6 項によりマージンが減少する場合	一 第 6 4 条の 2 によりマージンを減少する場合
二 連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第 2 項に定める代替供給力が不足するに至った場合（第 2 項によりマージンを利用した供給に係る利用計画を取り消す場合に限る。）	二 連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第 2 項に定める代替供給力が不足するに至った場合（第 2 項によりマージンを利用した供給に係る <u>連系線</u> 利用計画を取り消す場合に限る。）
三 <u>第 5 0 条における監視により、需給が悪化すると認める場合その他の送配電等業務指針に定める場合</u>	三 <u>翌々日空容量公表時のマージンの値の減少ができない場合</u>
5 本機関は、前項により連系線利用者の利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。	5 本機関は、前項により連系線利用者の <u>連系線</u> 利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。
(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)	(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)
第 7 9 条 (略)	第 7 9 条 (略)
一 <u>一般電気事業者</u> たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。	一 <u>一般送配電事業者</u> たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。
二 本機関は、前号の <u>説明等</u> を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と認めるときに、マージン使用を承認する。	二 本機関は、前号の <u>説明</u> を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と認めるときに、マージン使用を承認する。
三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する <u>連系線利用申込者</u> から、自らの需	三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する <u>電気供給事業者</u> から、自らの需給

現 行	変 更 案
給に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。但し、第 1 号に掲げる<u>一般電気事業者</u>たる会員がマージンを使用する供給を希望するときは、本号における計画等の提出及び説明を省略することができる。 四～五 （略） 2 （略） 3 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマージン使用可能量を各関連<u>一般電気事業者</u>に確認する。 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、同経路上の連系線における第 6 4 条第 6 項によるマージン減少、関連<u>一般電気事業者</u>からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第 1 項第 2 号によるマージン使用の承認及び同項第 4 号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。 （緊急時の連系線の使用） 第 8 0 条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる<u>需要抑制及び負荷遮断</u>を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。 一 <u>一般電気事業者</u>たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 二 前条第 1 項第 2 号から第 5 号の規定は、前号の場合に準用する。この場合において、同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。 三～四 （略） 2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のために、<u>一般電気事業者</u>たる会員が一時的に運用容量（前号の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量）を超過して連系線を使用したときは、当該<u>一般電気事業者</u>たる会員に対し、理由とともに報告を求める。 （検討） 第 8 2 条 本機関は、<u>連系線の管理</u>について、効率的かつ柔軟な運用を実現するためのシステムの構築を進める。また、当該システムの運用開始及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行に向けて、<u>連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、本章の規定の見直しの検討を進める。</u>さらに、特定の供給区域において風力及び太陽光等の再生可能エネルギー	に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。 四～五 （略） 2 （略） 3 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマージン使用可能量を各関連<u>一般送配電事業者</u>に確認する。 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、同経路上の連系線におけるマージン減少、関連<u>一般送配電事業者</u>からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第 1 項第 2 号によるマージン使用の承認及び同項第 4 号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。 （緊急時の連系線の使用） 第 8 0 条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる<u>需要抑制若しくは負荷遮断</u>を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。 一 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 二 前条第 1 項第 2 号から第 5 号、<u>第 2 項及び第 3 項</u>の規定は、前号の場合に準用する。この場合において、同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。 三～四 （略） 2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のために、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が一時的に運用容量（前号の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量）を超過して連系線を使用したときは、当該<u>一般送配電事業者</u>たる会員に対し、理由とともに報告を求める。 （検討） 第 8 2 条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、<u>連系線の管理に関する本章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。</u>

現 行	変 更 案								
などの変動電源の増加等により調整力が不足し、周波数維持ができない又はできないおそれがある場合、連系線を活用し、広域的な周波数調整を行うための対応を進める。 第 1 0 章 作業停止計画の調整 （作業停止計画の調整の実施） 第 8 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 7 号に基づき、点検や修繕等の作業を実施するための流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の停止に関する計画（以下「作業停止計画」という。）について、広域連系系統（第 3 項に定める。以下、本章において同じ。）に関する作業停止計画の取りまとめを行う。 2 本機関は、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表 1 0－1 に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整を行う。但し、連系線の運用容量に影響を与えない流通設備の作業停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整により、支障なく発電設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの（以下「調整対象外作業停止計画」という。）についてはこの限りではない。 3 本機関が作業停止計画の取りまとめを行う広域連系系統は、次の各号に定める流通設備とする。但し、供給区域内の最上位電圧が 2 5 0 キロボルト未満のときは、第 2 号及び第 3 号については最上位電圧の送電線及び母線に限り、第 4 号の変圧器については対象外とする。 一 連系線 二 最上位電圧から 2 階級の送電線 三 最上位電圧から 2 階級の母線 四 最上位電圧から 2 階級を連系する変圧器 五 その他連系線の運用容量に影響を与える流通設備 （業務規程第 8 4 条より移設して修正） （作業停止計画の原案の提出、共有） 第 8 4 条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。	第 1 1 章 作業停止計画の調整 （作業停止計画の調整の実施） 第 8 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（以下「作業停止計画」という。）について、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）に関する作業停止計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下同じ。）の取りまとめを行う。 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画（以下、本章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。 （削除） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">計 画 作 業 停 止</td><td>年間計画</td><td>作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、実同時同量の契約者及び需要者（「作業停止計画提出者」という。以下同じ。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画</td></tr><tr><td>月間計画</td><td>年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画</td></tr></table> （作業停止計画の原案の取得、共有） 第 8 4 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1－2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。但し、第 3 号に掲げる流通設備に	種 別		内 容	計 画 作 業 停 止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、実同時同量の契約者及び需要者（「作業停止計画提出者」という。以下同じ。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画
種 別		内 容							
計 画 作 業 停 止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、実同時同量の契約者及び需要者（「作業停止計画提出者」という。以下同じ。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画							
	月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画							

現 行			変 更 案		
一 <u>会員及び電気供給事業者（一般電気事業者たる会員を除く。）は、点検、修繕等の作業を実施するため広域連系系統若しくは発電設備を停止しようとするとき又は当該作業により広域連系系統の運用に制約が生じるときは、別表１０－２で定める期日までに、当該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止計画の原案を提出しなければならない。</u> 二 <u>一般電気事業者たる会員は、前号により提出された作業停止計画の原案を受け取ったときは、これを取りまとめ、当該一般電気事業者たる会員の広域連系系統及び発電設備の作業停止計画と併せて、速やかに本機関に提出しなければならない。</u> （新設） 2 本機関は、<u>前項により作業停止計画の原案を受け取ったときは、これを取りまとめ、別表１０－２で定める時期までに、広域連系系統の作業停止計画について会員及び電気供給事業者と共有する。この際、作業停止計画に伴い連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</u> 3 本機関は、<u>本条に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者から受け付けるとともに、会員及び電気供給事業者と共有するためのシステム構築を進める。</u> 4 本機関は、<u>前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第１項及び第２項にかかわらず、次の各号の定めに基づき、作業停止計画の原案を受け、これを共有する（第８６条第１項及び第８８条第２項において同じ。）。</u> 一 <u>第１項各号の「発電設備」を「広域連系系統に連系する発電設備その他当該一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が作業停止計画を把握している発電設備」と読み替えて、適用する。</u> 二 <u>本機関は、別表１１－１（ｆ）に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共有する。</u>			については、<u>発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。</u> 一 広域連系系統等（但し、発電設備は除く） 一般送配電事業者 二 発電設備 <u>発電計画提出者</u> 三 <u>流通設備（発電計画提出者の提出対象となるものに限る） 発電計画提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画提出者から前項第２号及び第３号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表１１－２に定める期日までに、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。</u> 3 本機関は、<u>第１項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表１１－２で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（但し、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。</u> （削除）		
別表１０－１ 作業停止計画の種別					
種 別		内 容			
計 画 作 業 停 止	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、 <u>事業者から提出された作業停止の申請</u> をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する２か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画			
	月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する２か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画			
<u>年間計画の変更・追加</u>		<u>年間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化等により、やむを得ない３か月先以降の年間計画の変更及び追加の作業停止</u>			
			（業務規程第８３条へ移設）		

現 行		変 更 案
<u>月間計画の変更・計画外作業停止</u>	<u>月間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化、並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない月間計画の変更及び計画外の作業停止</u>	
(作業停止計画の原案の調整) 第 8 5 条 本機関は、前条により提出された<u>広域連系系統の作業停止計画の原案</u>（調整対象外作業停止計画を除く）について、<u>電力設備の保全確保・作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める考慮事項等</u>（以下本条において「<u>考慮事項等</u>」という。）を踏まえ、<u>会員及び電気供給事業者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、広域連系系統又は発電設備の作業停止計画の原案の見直しを求める。</u> (新設) (作業停止計画の調整案の提出、共有) 第 8 6 条 本機関は、第 8 4 条に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受け、<u>これを取りまとめ、広域連系系統の作業停止計画の調整案</u>（調整対象外作業停止計画を含む。）を次項の申出の期日とともに共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。 (新設) (新設) <u>2 前項により共有する広域連系系統の作業停止計画の調整案に対して、次の各号に該当する会員及び電気供給事業者は、本機関による作業停止調整を申し出ることができる。</u> 一 <u>広域連系系統の作業停止計画により、連系線の利用計画に影響が生じる会員</u> 二 <u>広域連系系統の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる会員及び電気供給事業者</u> (会員等を交えた作業停止計画の調整) 第 8 7 条 本機関は、<u>別表 1 0－2 で定める時期に、広域連系系統の作業停止計画</u>（調整対象外作業停止計画を除く）の調整案について、<u>考慮事項等を踏まえ、一般電気事業者たる会員並びに前条第 2 項により申し出た会員及び電気供給事業者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、広域連系系統又は発電設備の作業停止計画の調整案の見直しを求める。</u> (新設)		(作業停止計画の原案の調整) 第 8 5 条 本機関は、前条第 1 項により提出された<u>作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。</u> <u>2 本機関は、必要に応じて、作業停止計画提出者に対し、広域調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</u> (作業停止計画の調整案の提出、共有) 第 8 6 条 本機関は、第 8 4 条第 1 項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。 <u>2 本機関は、第 8 4 条第 1 項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</u> <u>3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第 8 4 条第 3 項に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次項の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</u> (送配電等業務指針第 2 1 0 条の 3 へ移設) (作業停止計画の調整案の調整) 第 8 7 条 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、同指針に定める連系線利用者又は発電計画提出者から、前条第 3 項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受ける。</u> <u>2 前項の申出があった場合には、別表 1 1－2 で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った連系線利用者又は発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。</u>

現 行	変 更 案
(作業停止計画の最終案の提出、承認、共有) 第 8 8 条 本機関は、第 8 4 条第 1 項に<u>定める手順に</u>準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、<u>前項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを取りまとめ、別表 1 0－2 で定める時期までに、これを承認し、第 8 4 条第 2 項に準じて、広域連系系統の作業停止計画について会員及び電気供給事業者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (作業停止計画の提出の省略) 第 8 9 条 <u>会員は、第 8 4 条第 1 項、第 8 6 条第 1 項及び前条第 1 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、作業停止計画の提出を省略することができる。</u> 一 <u>翌年度分年間計画の原案について、前年度に確定した翌々年度分年間計画からの変更がないとき</u> 二 <u>月間計画の原案について年間計画からの変更がないとき</u> 三 <u>調整案について、原案からの変更がないとき</u> 四 <u>最終案について、調整案からの変更がないとき</u> (作業停止計画の変更) 第 9 0 条 本機関は、別表 1 0－1 に定める年間計画<u>の変更・追加、月間計画の変更及び計画外作</u>	(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第 8 8 条 本機関は、第 8 4 条第 1 項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、<u>第 8 4 条第 1 項に準じ、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</u> 3 本機関は、<u>作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表 1 1－2 で定める期日までに、これを確認の上、承認する。但し、月間計画については、翌月分のみを承認する</u> (作業停止計画の共有等) 第 8 8 条の 2 本機関は、前条第 3 項に基づき、承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。 2 本機関は、<u>広域連系系統等の作業停止計画について、第 8 4 条第 3 項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</u> (作業停止計画の調整にあたっての考慮事項) 第 8 8 条の 3 本機関は、<u>第 8 5 条及び第 8 7 条に定める作業停止計画の調整にあたっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u> (作業停止計画の不調時の対応) 第 8 8 条の 4 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から広域連系系統等の作業停止計画（広域調整対象作業停止計画を除く。）が不調により調整の依頼があった場合は、<u>不調の解決に向けた対応を行う。</u> (作業停止計画の提出省略時の手続き) 第 8 9 条 <u>本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。但し、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合をこの限りでない。</u> 一～四 (送配電等業務指針第 2 1 1 条へ移設) (作業停止計画の変更) 第 9 0 条 本機関は、別表 1 1－1 に定める年間計画<u>又は月間計画決定以降、需給状況及び系統</u>

現 行						変 更 案					
業停止（以下「変更計画」という。）があったときは、第 8 4 条に準じて、速やかに <u>変更計画</u> の提出を受ける。						状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、 <u>送配電等業務指針</u> に定めるところにより、作業停止計画提出者より速やかに、変更後の <u>作業停止計画</u> （以下「 <u>作業停止変更計画</u> 」という。）の提出を受ける。					
2 本機関は、前項により変更計画を受け取ったときは、第 8 5 条に準じて、 <u>調整</u> を行い、必要により <u>変更計画</u> の見直しを求めた上で、変更計画を承認する。						2 本機関は、前項により <u>作業停止</u> 変更計画を受け取ったときは、第 8 5 条に準じて調整を行い、必要に応じて <u>作業停止</u> 変更計画の見直しを求めた上で、 <u>第 8 8 条第 2 項</u> に準じて <u>作業停止</u> 変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。					
（新設）						3 <u>本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第 8 8 条第 3 項に準じて、共有する。</u>					
（作業実施の手続）						（作業実施の手続）					
第 9 1 条 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員は、広域連系系統の作業停止計画（調整対象外作業停止計画を除く）に基づく作業の実施に際して、設備の停止・使用時刻等を速やかに本機関に報告しなければならない。</u>						第 9 1 条 <u>本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者から、設備の停止・使用の報告を受ける。</u>					
別表 1 0－2 作業停止計画調整における各期日						別表 1 1－2 作業停止計画調整における各期日					
業務内容		種別				業務内容		種別		その他	
		年間計画 （翌年度・翌々年度）	<u>年間計画の 変更・追加</u>	月間計画 （翌月・翌々月）	月間計画の <u>変更・計画外 作業停止</u>			年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	<u>年間及び月間計画の変更・追加</u>	
発電設備及び広域連系系統の作業停止計画の提出	原案	毎年 1 0 月末	不定期 <u>(速やかに)</u>	毎月 1 日	不定期 (速やかに)	発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出 <u>(※ 1)</u>	原案	毎年 1 0 月末頃	毎月 1 日頃	不定期 (速やかに)	
	調整案	毎年 1 2 月末		毎月 1 0 日			調整案	毎年 1 2 月末頃	毎月 1 0 日頃		
	最終案	毎年 2 月中旬		毎月中旬			最終案	毎年 2 月中旬	毎月中旬		
広域連系系統の作業停止計画の共有	原案	<u>一般電気事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>		<u>一般電気事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>		広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	<u>一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>	<u>一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>		
	調整案	<u>一般電気事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>		<u>一般電気事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>			調整案	<u>一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>	<u>一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）</u>		

現 行						変 更 案				
	承認・決定 計画(※)	毎年 3 月 1 日		毎月 2 0 日			承認・決定 計画(※ <u>2</u>)	毎年 3 月 1 日	毎月 2 0 日	
会員及び電気供給事業者を交えた作業停止計画の調整		毎年 1 月(必要により 2 月実施可)	必要に応じて実施			作業停止計画の調整案の調整		毎年 1 月(必要により 2 月実施可)	必要に応じて実施	
本機関による作業停止計画の承認		毎年 2 月中旬	不定期 (速やかに)	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	本機関による作業停止計画の承認 (※ <u>3</u>)		毎年 2 月中旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)
(新設)						(※ <u>1</u>) 本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年 2 月末までに公表する。				
(※) 本機関による承認後、 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員により決定した計画</u>						(※ <u>2</u>) 本機関による承認後、 <u>一般送配電事業者たる会員</u> が決定した計画				
(新設)						(※ <u>3</u>) 本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年 2 月末までに公表する。				
第 1 1 章 系統情報の公表						第 1 2 章 系統情報の公表				
(系統情報の公表)						(系統情報の公表)				
第 9 2 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 <u>7</u> 号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の利用に資する情報をウェブサイトにおいて公表する。						第 9 2 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 <u>8</u> 号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の利用に資する情報をウェブサイトにおいて公表する。				
2 ～ 3 (略)						2 ～ 3 (略)				
4 本機関は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の情報及び供給区域の需給情報等を公表するシステムの構築を進める。						(削除)				
別表 <u>1 1</u> － 1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期						別表 <u>1 2</u> － 1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期				
情報の項目				公表時期 (更新周期)						
(a) <u>連系制約イメージ</u> 、流通設備計画 ・ <u>発電設備の系統連系制約</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (154kV 以上) (※1) ・ <u>流通設備建設計画</u> (※2)				都度						

[illegible]

現 行		変 更 案	
(e)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3 か月先～第 2 年度末までの月ごとの <u>平休日別</u> の昼間帯／夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの週間ごとの <u>平休日別</u> の昼間帯／夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 ・運用容量の決定要因（熱容量/系統安定度/電圧安定性/周波数維持面の区別） ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 （新設） ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン （i）から移設	長期：毎年 3 月 31 日 年間：毎年 3 月 15 日 （毎年 10 月 31 日）(※5) 月間：毎月 20 日 週間：毎週木曜日 (※4) 翌々日：受給日の 1 営業日前の前日 15 時 (※4) 翌日：受給日の前日 17 時 (※4)	情報の項目	公表時期 （更新周期）
	但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。	(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
		(d)連系線に関する情報 (※6) ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 ・運用容量の決定要因（熱容量/ <u>同期安定性</u> /電圧安定性/周波数維持面の区別） ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 （ <u>交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約</u> ）	長期：毎年 3 月 31 日 年間：毎年 3 月 15 日 （毎年 10 月 31 日）(※7) 月間：毎月 20 日 週間：毎週木曜日 翌々日：受給日の 1 営業日前の前日 15 時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日 17 時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
		(e)地内基幹送電線に関する情報 (※8) ・予想潮流 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の運用容量	長期：毎年 3 月 31 日 年間：毎年 3 月 15 日 当日：前日 24 時
		(f)連系線及び地内基幹送電線 (※8) の作業停止計画、実績 (※9) （申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻（計画・実績）、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由）	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度
(新設)		(g)連系線及び地内基幹送電線 (※8) の潮流 （現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績）	（連系線：5 分周期） （地内基幹送電線：30 分周期）
(f)連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線の作業停止計画、実績 （事業者名、作業件名、作業開始・終了時刻（計画・実績）、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由、申請者名）	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度	(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※8) の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度
(g)連系線の潮流 （現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績）	（5 分周期）		
(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度		

現 行		変 更 案	
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(i) 各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他 交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	都度	(d) 〜移設	
(新設)		(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※10)	都度
(※1) 沖縄電力㈱の供給区域においては132kV以上となる。 (※2) (略) (※4) (略) (新設) (※3) (略) (新設) (※5) (略) (新設) (新設) (新設)		(※1) 「系統情報の公表の考え方」(平成27年11月)による。 (※2) (略) (※3) (略) (※4) 全国計は、50/60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計 (※5) (略) (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮したスケジュールを公表。ただし、送電可否判定情報は除く。 (※7) (略) (※8) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況等を推測可能なため、原則非公開とする。 (※9) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線の作業を対象とする。 (※10) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認のうえ公表する。	
第12章 需要家スイッチング支援		第13章 需要者スイッチング支援	

現 行	変 更 案
(需要家スイッチング支援) 第 9 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 7 号に基づき、<u>電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）が施行されるまでに、需要家スイッチング支援のためのシステムを開発し運用を開始する。</u> 2 <u>前項のシステムには、需要家の承諾を得た電気事業者が、当該承諾の範囲内で、当該需要家の託送契約に係る個人情報又は法人情報を取得できる仕組みを具備することとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (システム利用に関する遵守事項の検討) 第 9 3 条の 2 本機関は、前条第 1 項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、取りまとめた結果を公表する。 2 <u>前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。</u> (新設) (新設)	(需要者スイッチング支援) 第 9 3 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、<u>需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。</u> (削除) 2 <u>本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。</u> 3 <u>本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員から意見を受け付け、必要に応じ、その実施について検討する。</u> 4 <u>本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員の意見を聴取するものとする。</u> 5 <u>スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務その他スイッチング支援システムの利用に関する事項は送配電等業務指針において定める。</u> (削除) (システム利用の支援) 第 9 3 条の 2 本機関は、スイッチング支援システムと外部のシステムとのシステム連携に係る技術資料の提供、スイッチング支援システムの利用等に関するマニュアルの作成及び提供、スイッチング支援システムに関する会員からの問合せの受付等の業務を行い、会員のスイッチング支援システムの利用の支援を行う。 (システム利用状況のとりまとめ) 第 9 3 条の 3 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を取りまとめ、その結果を公表する。
(新規)	第 1 4 章 一般負担の限界の基準額

現 行	変 更 案
	<u>(一般負担の限界の基準額)</u> <u>第92条の2</u> 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額（以下「一般負担の上限額」という。）を検討の上、指定する。 一 <u>過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。）</u> 二 <u>流通設備の増強に伴い得られる効果</u> 三 <u>発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異</u> 四 <u>増強等が必要となる流通設備の性質</u> 五 <u>その他一般負担の上限額の検討にあたり必要な事項</u> <u>2</u> 本機関は、一般負担の上限額を指定した場合には、その額を公表する。 <u>3</u> 本機関は、一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
<u>第13章</u> 緊急災害対応 （緊急災害対応） 第94条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「<u>災害等</u>」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、<u>法第28条の40第8号</u>に基づき、必要な対応を行う。 （平常時の対応） 第95条 本機関は、<u>災害等</u>が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に連絡及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。 2 （略） 3 本機関は、<u>災害等</u>が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 <u>4 会員は、毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定めるところにより次の各号に掲げる情報を提出しなければならない。</u> 一 <u>自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能</u> 二 <u>電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）</u> 三 <u>災害対応のための資機材の保有の状況</u> 四 <u>災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況</u> 五 <u>非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況</u> 六 <u>前各号の他、本機関が必要と認める事項</u> 5 本機関は、<u>前項の情報の提出を受けたときは</u>、本機関が保有する情報を更新するとともに、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。 6 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を得て<u>災害等</u>への対応に係る訓練を実施する。	<u>第15章</u> 緊急災害対応 （緊急災害対応） 第94条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「<u>大規模災害</u>」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、<u>法第28条の40第9号</u>に基づき、必要な対応を行う。 （平常時の対応） 第95条 本機関は、<u>大規模災害</u>が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に連絡及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。 2 （略） 3 本機関は、<u>大規模災害</u>が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 （送配電等業務指針218条第3項へ移設） <u>4</u> 本機関は、<u>会員から、資機材の保有状況その他の情報の提出を受けたときは</u>、本機関が保有する情報を更新するとともに、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。 <u>5</u> 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を得て<u>大規模災害</u>への対応に係る訓練を実施する。

現 行	変 更 案
(緊急時の対応) 第 9 6 条 本機関は、<u>災害等</u>が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、<u>防災業務計画に定めるところにより、別表 1 3－1</u>により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 (略) <u>3 会員は、前項の通知に応じ、本機関及び関係する他の会員等と連携し、復旧等に協力しなければならない。</u> 4 (略) 5 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う災害等への対応に関する一切の業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 6 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に災害等への対応を行う。但し、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を取る。 7 (略) 8 本部長又はその代行者は、<u>災害等</u>が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員その他関係者に通知する。 (事業継続計画（ＢＣＰ）の策定) 第 9 7 条 本機関は、<u>災害等</u>により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたときも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイドラインに従い、事業継続計画を定める。	(緊急時の対応) 第 9 6 条 本機関は、<u>大規模災害</u>が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 (略) (送配電等業務指針 2 1 8 条第 2 項条へ移設) <u>3</u> (略) <u>4</u> 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う<u>大規模災害</u>への対応に関する一切の業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 <u>5</u> 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に<u>大規模災害</u>への対応を行う。但し、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を取る。 <u>6</u> (略) <u>7</u> 本部長又はその代行者は、<u>大規模災害</u>が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員その他関係者に通知する。 (事業継続計画（ＢＣＰ）の策定) 第 9 7 条 本機関は、<u>大規模災害</u>により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたときも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイドラインに従い、事業継続計画を定める。
別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織	別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織

現 行			変 更 案		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
<u>1. 災害等の発生が予想されるとき</u> <u>2. 震度5強の地震が発生したとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他必要なとき</u>	警戒態勢 (発令者:総務部を 管掌する理事)	警戒本部 (本部長:総務部を 管掌する理事)	<u>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u> <u>1. 震度5強の地震が発生したとき</u> <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 (発令者:総務部を 管掌する理事)	警戒本部 (本部長:総務部を 管掌する理事)
<u>1. 災害等が発生したとき、又は発生することが確実なとき</u> <u>2. 震度6弱以上の地震が発生したとき</u> <u>3. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u> <u>4. 東南海・南海地震(※)が発生したとき</u> <u>5. 大津波警報が発せられたとき</u> <u>6. その他必要なとき</u>	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)	<u>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u> <u>1. 震度6弱以上の地震が発生したとき</u> <u>2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u> <u>3. 大津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	非常態勢 (発令者：理事長)	非常災害対応本部 (本部長：理事長)
(※) 東南海・南海地震とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南部の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。			(削除)		
第14章 送配電等業務指針 (送配電等業務指針の策定及び変更) 第98条 (略) 2 (略) 3 本機関は、 <u>前2項</u> により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。			第16章 送配電等業務指針 (送配電等業務指針の策定及び変更) 第98条 (略) 2 本(略) 3 本機関は、 <u>前各項</u> により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。		
第15章 指導・勧告			第17章 指導・勧告・検証		

現 行	変 更 案
(指導・勧告の実施) 第 1 0 0 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 2 8 条の 4 0 第<u>5</u>号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第 5 0 条の需給状況の監視の業務において、<u>卸電気事業者を除く</u>会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき 二 <u>第 2 6 条</u>の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は第 2 9 条の広域系統長期方針若しくは第 3 0 条の広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき 三 第<u>1 7</u>章の苦情・相談対応及び第<u>1 8</u>章の紛争解決の業務において、必要なとき 四 第 6 2 条、第 6 3 条及び第<u>6 4 条</u>における運用容量又はマージンの設定において、<u>一般電気事業者又は卸電気事業者</u>たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五 第<u>6</u>章の系統アクセス業務において、<u>一般電気事業者</u>たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき 六～八 (略) 2 (略) (新設)	(指導・勧告の実施) 第 1 0 0 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 2 8 条の 4 0 第<u>6</u>号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第 5 0 条の需給状況の監視の業務において、<u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる</u>会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二 <u>第 2 6 条の 2</u>の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は第 2 9 条の広域系統長期方針若しくは第 3 0 条の広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき 三 第<u>1 9</u>章の苦情・相談対応及び第<u>2 0</u>章の紛争解決の業務において、必要なとき 四 第 6 2 条、第 6 3 条及び第<u>6 4 条の 2</u>における運用容量又はマージンの設定において、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五 第<u>7</u>章の系統アクセス業務において、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき 六～八 (略) 2 (略) <u>(出力抑制時の検証)</u> <u>第 1 0 0 条の 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより出力抑制を行った場合には、出力抑制に関する資料の提出を受ける。</u> <u>2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認し、その結果を公表する。</u>
第 1 6 章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第 1 0 1 条 本機関は、<u>会員から提供される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積するとともに、これに分析を加え、年 1 回、報告書として取りまとめ公表する。</u> 一 <u>電力需給（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況、リスク要因分析を含む。）、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績</u> (新設) (新設) 二 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題 (第 1 0 1 条の 2 から移設して修正)	第 1 8 章 年次報告書及び調査・研究 (年次報告書) 第 1 0 1 条 本機関は、本機関の収集した情報（第 1 0 2 条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年 1 回、報告書として取りまとめ、公表する。 一 電力需給（<u>周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。</u>） 二 <u>電力系統の状況</u> 三 <u>系統アクセス業務に関する前年度までの実績</u> 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題 五 <u>次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容</u>

現 行	変 更 案
(予備力及び調整力の適切な水準等の<u>検討</u>) 第 1 0 1 条の 2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、<u>各供給区域の予備力及び調整力（一般電気事業者の送配電部門が、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力をいう。）の適切な水準等について検討を行う。</u> <u>2 前項において、本機関は電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行までに検討の過程と結果を会員に通知するとともに公表する。</u> <u>3 本機関は、本条に規定する予備力と調整力の適切な水準について、毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u> <u>4 本機関は、前項における評価と検証及び必要に応じた見直しの内容について、前条で定める報告書においてとりまとめ公表する。</u> (調査研究) 第 1 0 2 条 (略) 一～四 (略) 五 その他<u>前条</u>の報告書を作成するために必要な事項 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、<u>前条</u>の報告書の発行を待たず随時公表する。	(予備力及び調整力の適切な水準等の<u>評価等</u>) 第 1 0 1 条の 2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、<u>各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u> (削除) (削除) (前条に移設) (調査研究) 第 1 0 2 条 (略) 一～四 (略) 五 その他<u>第 1 0 1 条</u>の報告書を作成するために必要な事項 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、<u>第 1 0 1 条</u>の報告書の発行を待たず随時公表する。
<u>第 1 7 章 苦情及び相談</u> (苦情及び相談対応) 第 1 0 3 条 本機関は、<u>法第 2 8 条の 4 0 第 6 号</u>に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。 2 本機関は、<u>法第 2 8 条の 4 0 第 7 号</u>に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 (略) (あっせん・調停への移行) 第 1 0 4 条 本機関は、前条第 1 項及び第 2 項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、<u>第 1 8 章</u>のあっせん・調停の手続について説明する。	<u>第 1 9 章 苦情及び相談</u> (苦情及び相談対応) 第 1 0 3 条 本機関は、<u>法第 2 8 条の 4 0 第 6 号</u>に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。 2 本機関は、<u>法第 2 8 条の 4 0 第 7 号</u>に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3～5 (略) (あっせん・調停への移行) 第 1 0 4 条 本機関は、前条第 1 項及び第 2 項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、<u>第 2 0 章</u>のあっせん・調停の手続について説明する。
<u>第 1 8 章 紛争解決</u>	<u>第 2 0 章 紛争解決</u>

現 行	変 更 案
(紛争解決) 第 1 0 5 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 6 号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。	(紛争解決) 第 1 0 5 条 本機関は、<u>法第 2 8 条の 4 0 第 7 号</u>に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。
第 1 9 章 情報通信技術の活用支援 (新設)	第 2 1 章 情報通信技術の活用支援 <u>(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)</u> 第 1 0 5 条の 3 本機関は、<u>会員に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。</u>
第 2 0 章 雑則 (略)	第 2 2 章 雑則 (略)
(新設)	<u>附則（平成 2 8 年 4 月 1 日）</u> <u>(施行期日)</u> 第 1 条 本規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 <u>(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)</u> 第 2 条 本指針の第 6 章第 3 節は、費用負担ガイドラインの制定日（平成 2 7 年 1 1 月 6 日）以降に発電設備の廃止に係る供給計画の届出をおこなった案件について、適用する。 <u>(計画値の登録移行)</u> 第 3 条 本規程の施行日時点における第 1 年度から第 1 0 年度までの各計画の計画値（通告値を含む。以下この条において同じ。）については、<u>本規程の施行日の前日の終了時点において、本機関のシステムに登録されている計画値（連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。）を引き継ぐものとする。</u>